令 和 ７ 年 第 ４ 回

太子町議会定例会会議録

開会　令和７年11月28日
閉会　令和７年12月18日

太 子 町 議 会

令和７年　第４回太子町議会定例会会議録目次

第１日（１１月２８日）

開会宣告…… 3

会議録署名議員の指名…… 4

会期決定の件…… 4

諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会、大阪広域水道企業団議会、大阪南消防組合議会）…… 5

議案第41号　二子塚古墳史跡公園設置及び管理に関する条例制定の件（町長提出議案）…… 9

議案第42号　一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（町長提出議案）…… 9

議案第43号　令和７年度太子町一般会計補正予算（第６号）（町長提出議案）…… 10

議案第44号　令和７年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（町長提出議案）…… 10

議案第45号　令和７年度太子町介護保険特別会計補正予算（第２号）（町長提出議案）…… 10

議案第46号　太子町教育委員会教育長の任命について同意を求める件（町提出議案）…… 12

議案第47号　太子町固定資産評価員の選任について同意を求める件（町長長提出議案）…… 16

諮問第２号　人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件（町長提出議案）…… 17

太子町選挙管理委員会の選挙管理委員及び補充員の選挙について…… 18

散　　会…… 19

第２日（１２月１６日）

開　　議…… 23

一般質問…… 23

議案第48号　令和７年度太子町一般会計補正予算（第７号）（町長提出議案）…… 78
散　　会…… 79

第３日（１２月１８日）

開　　議…… 83
議員提出議案第5号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件（議員提出議案）…… 83
議案第41号　二子塚古墳史跡公園設置及び管理に関する条例制定の件（福祉文教常任委員長報告）…… 84
議案第42号　一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）…… 84
議案第43号　令和７年度太子町一般会計補正予算（第６号）（予算常任委員長報告）…… 84
議案第44号　令和７年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（福祉文教常任委員長報告）…… 84
議案第45号　令和７年度太子町介護保険特別会計補正予算（第２号）（福祉文教常任委員長報告）…… 84
議案第48号　令和７年度太子町一般会計補正予算（第７号）（予算常任委員長報告）…… 84
議員提出議案第6号　学校給食の無償化を求める意見書（案）（議員提出議案）…… 90
閉会中の継続審査の申し出について…… 91
閉　　会…… 93

【第 1 日】

令和７年　第４回太子町議会定例会会議録

令和７年１１月２８日（金）　午前　９時２９分開会

◎出席議員（１０名）

１番	中　村　直　幸　君	６番	松　井　謙　昌　君
２番	斧　田　秀　明　君	７番	森　田　忠　彦　君
３番	岡　野　秀　子　君	８番	早　瀬　和　信　君
４番	西　田　いく子　君	９番	濵　地　知　英　君
５番	辻　本　博　之　君	１０番	村　井　浩　二　君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第１２１条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町　　長	田　中　祐　二　君	税務課長	上　野　賀　子　君
副町長	村　岡　　篤　君	住民人権課長	小　南　紀　子　君
教育長	中　道　雅　夫　君	地域整備課長	小　濱　健　一　君
政策総務部長	小　角　孝　彦　君	観光産業課長	木　下　明　紀　君
まちづくり推進部長	鳥　取　勝　憲　君	環境農林課長	川久保　みのり　君
健康福祉部長	木　村　厚　江　君	子育て支援課長	胡　麻　千　代　君
地域活性化推進担当部長	堀　内　孝　茂　君	福祉介護課長	辻　本　知　也　君
教育次長	東　條　信　也　君	いきいき健康課長	田　村　尚　子　君
秘書政策課長	小　南　考　弘　君	保険医療課長	辻　野　剛　宏　君
企画担当課長	田　中　信　幸　君	教育総務課長兼学校給食C所長	武　部　勝　浩　君
総務財政課長	岡　本　啓　子　君	学務指導担当課長	竹　井　輝　隆　君
会計管理者兼会計課長	辻　中　一　嘉　君	生涯学習課長	松　岡　健　一　君
自治防災課長	小　路　展　裕　君		

◎議会事務局

事務局長	正　野　　正	書　　記	山　本　夕　芽

◎議事日程第１号

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期決定の件

日程第３　諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会、大阪広域水道企業団議会、大阪南消防組合議会）

日程第４　議案第41号　二子塚古墳史跡公園設置及び管理に関する条例制定の件（町長提出議案）

日程第５　議案第42号　一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（町長提出議案）

日程第６　議案第43号　令和７年度太子町一般会計補正予算（第６号）（町長提出議案）

日程第７　議案第44号　令和７年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（町長提出議案）

日程第８　議案第45号　令和７年度太子町介護保険特別会計補正予算（第２号）（町長提出議案）

日程第９　議案第46号　太子町教育委員会教育長の任命について同意を求める件（町長提出議案）

日程第10　議案第47号　太子町固定資産評価員の選任について同意を求める件（町長提出議案）

日程第11　諮問第２号　人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件（町長提出議案）

日程第12　太子町選挙管理委員会の選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（村井浩二君）　皆さん、おはようございます。

本日、第４回定例会が招集されました。

皆様におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君）　皆さん、おはようございます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとお忙しい中ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。令和７年第４回定例会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

来年度は、町民憲章制定５０周年を迎える年にあたりますが、現在、町民憲章をより時代に沿ったものへと改定を進めているところでございます。改定にあたりましては、住民の皆様や在勤・在学の方々から広くご意見や文案をいただき、区長並びに先週いただきました議員の皆様からなる町民憲章改定案検討懇話会にてご議論いただきながら、より良いものをつくり上げていきたいと考えておりますので、ぜひともお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。

また、１２月７日の日曜日にクリーンキャンペーンの実施を予定しております。この取り組みは、町民の皆様や事業者などのご協力によって支えられており、地域のつながりを深める大切な機会であると考えておりますので、議員の皆様におかれましては、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会へ提出いたします案件でございますが、条例案といたしまして、二子塚古墳史跡公園設置及び管理に関する条例制定の件ほか１件、予算案といたしまして、令和７年度太子町一般会計補正予算（第６号）ほか２件、人事案といたしまして、太子町教育委員会教育長の任命について同意を求める件ほか１件、諮問案といたしまして、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件の１件。以上、合わせまして８件でございます。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決、ご同意賜りますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

（開会　午前　９時２９分）

○議長（村井浩二君）　本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたし

ました。

これより令和７年第４回太子町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございます。

○議長（村井浩二君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、３番岡野議員、４番西田議員を指名いたします。

○議長（村井浩二君）　日程第２、会期決定の件を議題といたします。

今回の定例会につきましては、１１月２１日に開催されました議会運営委員会でご検討をいただいた結果、会期は本日１１月２８日から１２月１８日までの２０日間で協議がまとまりましたが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から１２月１８日までの２０日間と決定いたしました。

なお、定例会の運営予定ですが、配布してますとおり、本日は提出されました全ての議案を上程いたしまして、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させていただきたいと思います。ただし、日程第９、議案第４６号、日程第１０、議案第４７号、日程第１１、諮問第２号につきましては、本日、全員審議でお願いいたします。

次に、委員会の日程ですが、１２月２日に総務まちづくり常任委員会を、４日に予算常任委員会及び福祉文教常任委員会をそれぞれ開催していただきます。

なお、審議が残りましたら、９日の予備日を充てていただきたいと思います。また、追加議案等がございましたら、１１日の議会運営委員会と議員全員協議会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

１６日に一般質問で本会議を再開させていただきますが、この一般質問の通告締切りは、２日の正午までとさせていただきます。１８日に最終本会議を開催させていただき、それぞれの付託案件につきまして、委員長報告を受け、議決を賜る予定です。

次に、諸般の報告ですが、本日は、監査の報告、南河内環境事業組合議会の報告、大阪広域水道企業団議会の報告、大阪南消防組合議会の報告を予定しております。

また、本定例会までに受理しました陳情要望書等につきましては、議員全員協議会でその取扱いを決めていただき措置したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村井浩二君）　日程第３、諸般の報告を議題といたします。

監査委員より例月出納検査結果報告があり、その写しを配布しておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

辻本議員。

○５番（辻本博之君）　おはようございます。

令和７年１１月１１日に開催されました第１回南河内環境事業組合議会臨時会の内容につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から、正副委員長の選出について、委員長に富田林市選出の南齋哲平委員、副委員長に千早赤阪村選出の中野智子委員が選出されたこと、及び提出議案、正副議長の改選、開期などについて報告がございました。

また、事務局から環境啓発イベント、パネルリレー等の説明に続き、清掃工場におけるダイオキシン類測定結果の報告がございました。

続いて、本会議について、ご報告を申し上げます。

まず、承認第８号、南河内環境事業組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び南河内環境事業組合職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分につき承認を求めることについては、地方公務員の育児休暇等に関する法律の一部を改正する法律が令和７年１月８日に公布、同年１０月１日に施行されることに伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認及び育児休業の取得パターンの多様化が図られることから、南河内環境事業組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例につきまして、所要の改正を行うものであり、本年９月３０日付専決処分されたもので、原案どおり承認されました。

次に、監査報告第３号、例月出納検査の結果報告については、令和７年４月から９月分の検査結果の報告があり、特に問題はなかったとのことでした。

次に、河内長野市選出の駄場中大介議員から議長辞職願が提出されたことに伴い、許

可第１号、組合議会議長の辞職許可についてが追加上程され、許可されました。また、議長の辞職に伴い、選挙第２号、組合議会議長の選挙についてが追加上程され、引き続き河内長野市選出の駄場中大介議員が議長に当選されました。

次に、千早赤阪村選出の中野智子議員から副議長辞任願が提示されたことに伴い、許可第２号、組合議会副議長の辞職許可についてが追加上程され、許可されました。また、副議長の辞職に伴い、選挙第３号、組合議会副議長の選挙についてが追加上程され、大阪狭山市選出の花田全史議員が副議長に当選されました。

以上が追加議案の内容でございます。

続きまして、同意案第２号、南河内環境事業組合監査委員の選出につき同意を求めることについては、識見を有する監査委員として、太子町の植木堅二氏、また、議会選出の監査委員として、河内長野市選出の奥井良一議員を選任する提案があり、原案どおり同意されました。

次に、同意案第２号、南河内環境事業組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、組合公平委員会委員３名のうち、任期満了となる瀬木千佳氏を引き続き選任するもので、原案どおり同意されました。

以上、令和７年第１回南河内環境事業組合議会臨時会の報告とさせていただきます。

○議長（村井浩二君）　次に、大阪広域水道企業団議会の報告を求めます。

斧田議員。

○２番（斧田秀明君）　去る１１月１９日に開催されました令和７年第３回大阪広域水道企業団議会１１月定例会の内容につきまして、私のほうからご報告申し上げます。

本定例会に提出された議案は、議決案件４件、報告案件４件の合計８件で、まず、第１号議案として、大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件は、阪南水道事業において料金改定を伴うとともに、料金体系を用途別から口径別に変更し、基本料金に含まれる基本水量を廃止するなど、所要の改正を行うものでございました。

次に、第２号議案、大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例等一部改正の件は、建設業法施行令などの一部改正に伴う所要の改正を行うものでございました。

次に、第３号議案、令和６年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件、及び第４号議案、令和６年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件は、大阪水道供給事業及び市町村域水道事業、並びに工業用水道事業に係る未処分利益剰余

金について、それぞれ、減債積立金などへの積立てや資本金へ組み入れることについて、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、議会の議決を求めるものでございました。

次に、１号報告、令和６年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件、及び第２号報告、令和６年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件は、地方公営企業法第３０条第４項の規定に基づき報告し、議会の認定に付するもので、まず、水道用水供給事業については、大阪府内の４２市町村に対して、年間約５億２９８万立方メートルの水道用水を供給し、２８億８千５５０万円の利益が生じているとのことでした。

続いて、市町村域水道事業については、１３水道事業全体で４億２千８６万円の利益が生じているとのことでした。

次に、工業用水道事業会計決算について説明があり、令和６年度は延べ４１７事業に対して１億４千３１４万立方メートルの工業用水を供給し、１億２千１２０万円の利益が生じているとのことでした。

続いて、第３号報告、令和６年度決算に基づく資金不足比率報告の件については、水道事業会計、工業用水道事業会計ともに、資金不足額はないとのことでした。

最後に、第４号報告、債権放棄の件については、令和６年度中に放棄した債権について、未収水道料金及びメーター使用料５８１件、合計１０９万円につきまして、債権の管理に関する条例の規定に基づき、その債権を放棄したものでございます。

以上、提出されました議案については、全て可決、承認いたしました。

なお、議案の審議後、事前通告に基づき、高槻市選出の三井議員ほか４名の議員から質疑がございました。

以上、令和７年第３回大阪広域水道企業団議会１１月定例会の報告とさせていただきます。

○議長（村井浩二君）　次に、大阪南消防組合議会の報告を求めます。

西田議員。

○４番（西田いく子君）　おはようございます。

令和７年第３回大阪南消防組合議会定例会が１１月１０日に開催され、報告案件１件、人事案件１件、条例改正３件、予算案件１件、決算認定１件の計７案件が提案され、全ての案件が原案どおり全会一致で決しました。

役職の改選があり、議長は、富田林市選出の辰巳議員から河内長野市選出の峯議員に、

副議長は、河内長野市選出の三島議員から柏原市選出の中村議員に、議会運営委員会委員の選任は、議長指名により８名の委員が選任され、委員長に河南町選出の髙田議員、副委員長に私、西田が選出されました。

人事案件として、大阪南消防組合監査委員には、藤井寺市選出の片山議員が選任されました。

報告第９号、専決処分報告、損害賠償の額の決定について、理事者側から救急活動、消防活動中の物損事故等５件について、いずれも消防業務賠償責任保険により全額補填されるとの報告がありました。

議案第１６号、大阪南消防組合火災予防条例の一部改正について、私、西田から、高乾燥期対策や野焼き等の抑止を目的に条例が改正されたが、消防が持つ権限が実質的に強化されるのか、また、国から新たな財政支援があるのかと質問したところ、適正な執行を担保する環境整備という位置づけであり、新たな権限強化ではない、新たな補助制度が設けられるものではないとの答弁があり、全会一致で可決されました。

議案第１７号、大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例及び勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第１８号、大阪南消防組合消防功労者表彰条例の一部改正について、全会一致で可決されました。

議案第１９号、令和７年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第１号）について、私、西田から、資機材搬送車が今年度中に納入できず、繰越しとなることによる不具合はないのかとの質問に対し、資機材搬送車の耐用年数は概ね１５年、代替車両でも十分対応できることから、特段の支障や負担の増加は生じないとの答弁があり、全会一致で可決されました。

認定第１号、令和６年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、会計管理者から決算の説明の後、監査委員から適正との報告がありました。

なお、歳入総額６４億２千７８０万５千６３５円、歳出総額６３億２千６６３万８千６８９円、歳入歳出差引額１億１１６万６千９４６円で、歳入における太子町の組合分担金は２億１千３２９万２千円です。私、西田から、損害賠償についての専決処分が令和６年度何件あったのか、また、再発防止についてどう考えているのかと質問したところ、令和６年度７件あった事故報告書から事故原因に至った要因を認識するとともに、再発防止に向け、隊員間での声かけや確認の徹底を引き続き指導するとの答弁があり、全会一致で認定されました。

最後に、一般質問についてですが、私、西田から、大阪南部消防組合の運用が地域住民にとってより良いものになっているのかと質問したところ、メリットとして、現場到着に時間を要する境界付近への災害出動において、救急車の現場到着時間が柏羽藤消防署管内で最大３分５１秒、富田林消防署管内で最大３分１６秒、河内長野消防署管内で最大１分１９秒短縮している。令和５年と令和６年を比較すると、救急件数が増加している中で、広域化前は救急車全体が出動しているケースが柏羽藤消防署と河内長野消防署管内で年間１００回以上あったものが、広域化後は全域で１回のみとなっており、救急体制が効率的に運用され、住民の安全安心につながっている。建物火災も、管轄エリア全地域で第１出動から１０隊の消防車両が出動する体制へと初動体制が充実強化された。救急も消防も住民の安全・安心につながっている。組織が大きくなり、職員の研修の機会が増えたことで人材育成につながっており、職員採用希望者の増加により、優秀な人材を確保できるとの答弁でした。

また、富田林市選出の西川議員から、組合議会議員への情報提供が遅れた事例を挙げ、組合議会議員への情報提供に対する大阪南消防局の考え方についての質問がありました。

以上、令和７年第３回大阪南消防組合議会定例会の結果についての報告を終わります。

○議長（村井浩二君）　以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（村井浩二君）　日程第４、議案第４１号及び日程第５、議案第４２号、これら２件を一括議題といたします。順次、提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（東條信也君）　議案第４１号、二子塚古墳史跡公園設置及び管理に関する条例制定の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本条例は、二子塚史跡公園の設置目的をはじめとする公園の管理及び運営に係る基本的な事項を定めるものでございます。国史跡である二子塚古墳は、古墳を適切に保存し、未来へ継承するため、平成２８年度より国庫補助金の助成を受けて保存整備事業を行ってございます。

また、令和４年度からは、保存を目的とした整備工事に着手しておりますが、整備計画では、古墳の保護以外に古墳の魅力発信及び住民の憩いの場としての機能を持たせた史跡公園とすることとしてございます。

本条例は、この公園の設置及び管理に当たって必要な事項を定めております。何とぞ

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君）　政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君）　議案第４２号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、本年８月７日に人事院が国会と内閣に対し、国家公務員の給与改定等について勧告を行い、本町職員の給与につきましても、人事院勧告の趣旨を踏まえ、国に準じ、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に、給料月額の改定、期末手当及び勤勉手当それぞれ０．０２５月分の引き上げ、地域手当、通勤手当の見直しについて、職員組合との労使交渉が調いましたので、改正を行うものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君）　ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第４１号、二子塚古墳史跡公園設置及び管理に関する条例制定の件は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議案第４２号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件は、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

○議長（村井浩二君）　日程第６、議案第４３号から日程第８、議案第４５号まで、これら３件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君）　議案第４３号、令和７年度太子町一般会計補正予算（第６号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ７千６４万３千円を増額し、総額を７４億１５８万６千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、児童手当給付に要する経費のほか、保育所運営に係る補助金及び人事院勧告や人事異動などによる職員

人件費の精査などの予算措置を行ってございます。

一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源措置として、国・府支出金、財産収入で予算措置を行うとともに、財源調整として財政調整基金繰入金の増額を行ってございます。

また、債務負担行為の補正として、新たに地域公共交通活性化協議会事業のほか、基幹系業務システム整備事業及び普通河川改修事業などの債務負担行為の設定を行ってございます。

以上のとおり本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君）　議案第４４号、令和７年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ１億２千７５７万４千円を追加し、総額を１６億１千３３５万４千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、歳出では、当初見込みを上回る医療費の伸びに伴い、療養給付費及び高額療養費の増額を行っております。

一方、歳入につきましては、歳出の財源として、府補助金の増額を措置しております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第４５号、令和７年度太子町介護保険特別会計補正予算（第２号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ２０３万５千円を追加し、総額を１４億７千４６７万３千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、歳出につきましては、税制改正に伴う電算システムの改修のために、電算機器・プログラム変更等委託料の増額を行っております。歳入につきましては、システム改修の財源として国庫支出金及び繰入金で措置しております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君）　ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第４３号、令和７年度太子町一般会計補正予算（第６号）は、予算常任委員会に付託いたします。

議案第４４号、令和７年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第４５号、令和７年度太子町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（村井浩二君）　日程第９、議案第４６号、太子町教育委員会教育長の任命について同意を求める件、これを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君）　議案第４６号、太子町教育委員会教育長の任命について同意を求める件の提案理由を申し上げます。

この度、太子町教育委員会教育長の中道雅夫氏が令和７年１２月７日をもって任期満了となります。つきましては、引き続き同氏を教育委員会教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

何とぞよろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君）　本件について、所信を聴取いたします。

教育長。

○教育長（中道雅夫君）　おはようございます。

この度、再び任命同意のご審議をいただくにあたり、これまでの３年間を振り返りつつ、今後の本町教育行政を更に前に進める覚悟と決意を、貴重なお時間をお借りいたしまして、申し上げたいと思います。

変化の激しい時代、子どもたちが抱える課題も複雑化、困難化しています。その中で、子どもたちにより良い教育を行うことができるよう、社会全体で学校や教員を支え、学校教育の質を向上させるという中央教育審議会答申を受け、給特法等一部改正法が令和８年４月施行されることになりました。

本町では、聖徳太子の唱えた和の心を大切に、地域、行政、学校において、太子イズムと言うべき教育への熱い思いが受け継がれてきました。太子町立の学校園では、この太子イズムを基盤として、時代に即した教育を展開する中で、全ての子どもたちが互いに個性を認め合い、個に応じて力を最大限に伸ばすことを大切にする教育を推進してまいりました。

これより、私が特に力を入れて取り組みたい施策につきまして、述べさせていただきたいと思います。

１つ目は、教育総務課所管の事業でございます。

まずは、非認知能力で結びつけた幼小中一貫教育の推進でございます。２０００年、ノーベル経済学賞を受賞されたジェームズ・ヘックマン教授は、非認知能力とは、人生の幸せと成功に学力より大きく寄与する能力であるとしています。本町では、令和４年度よりこの非認知能力に着目し、「子どもを主語に」を合い言葉に非認知能力を引き出し、一人ひとりの可能性を広げる教育を一貫して取り組んでまいりました。その成果の１つとして、国の調査で、学校が楽しいかという問いに、楽しいと強い肯定を示した児童生徒の割合は、令和４年度から令和７年度にかけて増え、小中ともに全国平均を大きく上回る結果となっています。

令和７年度より取り組みの第２期として、授業でも育む非認知能力とし、認知能力と非認知能力を連動させて授業改革を進め、確かな学力を育もうと動き出しています。子どもたちが自らの人生を主体的に切り拓くとともに、他者を認め、尊重し、地域や世界とつながり、社会に貢献していくためには、非認知能力は欠かせないものです。笑顔の根っこから始まる幼小中１２年間の取り組みですが、子どもたちは中学校卒業後も非認知能力を積み重ねて生きていきます。太子町の子どもたち一人ひとりが幸せな人生を歩んでいけるよう願うとともに、その実現に向けて必要な教育環境を整えることは、重要な責務であると受け止め、事業を進めてまいります。

とはいえ、学校現場には様々な課題もございます。児童生徒の困り事の早期発見、いじめの未然防止、いじめが起こったとき、また、いじめの疑いがあるときの初期対応では、適時、学校と一体となって早期解決に向けた取り組みを進めて、どの子にも安心して学べる学校環境を整えてまいります。

また、子どもたちに対する食育は、心身の成長、人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体、豊かな人間性を育んでいく基礎になります。安心・安全

でおいしく健康に良い給食を目指す本町の学校給食は、この食育の観点からも大きな使命があると認識しております。加えて、国の調査で、毎日必ず朝食を食べるという児童生徒の割合は年々多くなっておりますが、全国平均まではもう少しとなっています。給食の残食を減らすこと、朝食を採ることの大切さについては、学校だけではなく、保護者の皆さんとも情報を共有しながら、無理のない形で生活リズムの改善につなげてまいります。

２つ目は、生涯学習課所管の事業でございます。

社会教育としての家庭教育、生涯学習や生涯スポーツの振興、文化財の保存と利活用等についてでございます。令和７年度より、子どもの学びと成長応援総合事業に取り組み、子どもの非認知能力育成を家庭や地域の皆様とともに支える、子どもの可能性を広げる、大人の関わり方について学ぶ機会を提供しています。

先日、第６５回町民文化祭が行われました。日頃の活動の一端を披露していただいたわけですが、舞台発表、展示発表ともすばらしいものでした。展示作品の１つひとつ、舞台に上がられた皆さんの笑顔はとても輝いておられました。大人世代が生涯学習の中で自己実現されておられる姿は、とても格好良くて素敵であり、そのこと自体が、我が町の大きな魅力と言えます。

また、ふれあいＴＡＩＳＨＩにおいても、青少年の健全育成に関わる団体の皆さんが力を合わせ、子どもたちの日頃の活動の発表の場を提供するとともに、マルシェｄｅたいしの皆さんをはじめ、子どもたちはもちろん、多世代の交流の場となりました。これからも、子どもたちから人生の大先輩まで、縦、横、斜めの関係づくりを進めてまいります。

総合スポーツ公園、また、生涯学習センター「太子の森」という活動拠点においては、住民の皆さんがスポーツや運動を行い、趣味を深め、ポジティブに毎日を過ごせる環境をしっかりと維持し、お一人おひとりの健康寿命を延ばしていただきたいと考えています。

我が町の豊かな自然や陵墓、古墳などの歴史文化、風土といったかけがえのない資源は、先人からの贈物であり、今の私たちの世代が誇りを持って次世代へと渡していく大事な贈物と受け止めております。子どもたちが先人の努力を知り、郷土を愛する心を育てることは、将来にわたって郷土の発展に努めようとする志につながります。地域の皆様とともに学ぶ機会を持ち、ふるさと太子町への郷土愛と誇りを育てる取り組みを進め

てまいります。

この度、任命同意のご審議をいただくことは大変光栄なことであると同時に、課せられている使命の重さを考えると、身の引き締まる思いでございます。その使命に真摯に向き合い、引き続き教育長として更なるリーダーシップを発揮し、高い志と使命感を持ち、意欲ある多くの町の職員、教育委員会一丸となって本町の教育行政を進めていくよう、全身全霊をかけて取り組んでまいる所存でございます。

最後になりましたが、議員の皆様方におかれましては、これまで同様、今後とも変わらぬご支援並びにご協力を賜りますようお願い申し上げて、私の所信とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（村井浩二君）　ただいま提案理由の説明及び所信表明がありました。

お諮りいたします。議案第４６号は、会議規則第３９条第２項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第４６号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入る前に教育長の退席を求めます。

〔教育長退席〕

○議長（村井浩二君）　討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第４６号を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第４６号、太子町教育委員会教育長の任命について同意を求める件は、原案どおり同意されました。

教育長の入場を求めます。

〔教育長入場〕

○議長（村井浩二君）　議案第４６号、太子町教育委員会教育長の任命について同意を求める件については、異議なく同意されましたので、中道雅夫教育長におかれましては、今後もなお一層の太子町の教育の発展に寄与されますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君）　日程第１０、議案第４７号、太子町固定資産評価委員の選任について同意を求める件、これを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君）　議案第４７号、太子町固定資産評価員の選任について同意を求める件の提案理由を申し上げます。

この度、現太子町固定資産評価員の仲村公良氏より、令和７年１１月３０日をもって辞任したいとの申し出がありましたので、後任の太子町固定資産評価委員に辻隆史氏を選任いたしたく、地方税法第４０４条第２項の規定により議会の同意を求めるものでございます。何とぞよろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（村井浩二君）　ただいま提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。議案第４７号は、会議規則第３９条第２項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第４７号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第４７号を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第４７号、太子町固定資産評価委員の選任について同意を求める件は原案どおり同意されました。

○議長（村井浩二君）　日程第１１、諮問第２号、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件、これを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君）　諮問第２号、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件、の提案理由を申し上げます。

この度、人権擁護委員の内田久美子氏が令和８年６月３０日をもって任期満了となります。つきましては、引き続き内田久美子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、候補者の推薦につきましては、法務大臣に令和８年１月末までに行う必要があることから、本定例会に提出させていただくものでございます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（村井浩二君）　ただいま提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。諮問第２号は、会議規則第３９条第２項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。よって、諮問第２号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。諮問第２号を原案どおり適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。

よって、諮問第２号、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件は、原案どおり適任とされました。

○議長（村井浩二君）　日程第１２、太子町選挙管理委員会の選挙管理委員及び補充員の選挙について、これを議題といたします。

この度、選挙管理委員及び補充員の任期満了に伴い、地方自治法第１８２条第１項及び第２項の規定に基づき選挙をすることとなります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたします。

選挙管理委員に、北山信行氏、松井剛氏、吉田宗弘氏、三宅佐代氏の４人を、補充員に、南弘行氏、小路庸吉氏、尾中一美氏、立岡千賀氏の４人をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました選挙管理委員４人と補充員４人をそれぞれ当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました北山信行氏、松井剛氏、吉田宗弘氏、三宅佐代氏の４人が選挙管理委員に、南弘行氏、小路庸吉氏、尾中一美氏、立岡千賀氏の４人が補充員にそれぞれ当選されました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を散会いたします。

なお、本会議の再開通知は省略させていただきますので、ご出席のほどよろしくお願

いいたします。

ご苦労さまでございました。

（午前１０時２５分　散会）

【第２日】

令和７年　第４回太子町議会定例会会議録

令和７年１２月１６日（火）　午前　９時３０分開会

◎出席議員（１０名）

１番	中　村　直　幸　君	６番	松　井　謙　昌　君
２番	斧　田　秀　明　君	７番	森　田　忠　彦　君
３番	岡　野　秀　子　君	８番	早　瀬　和　信　君
４番	西　田　いく子　君	９番	濵　地　知　英　君
５番	辻　本　博　之　君	１０番	村　井　浩　二　君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第１２１条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町　　長	田　中　祐　二　君	税 務 課 長	上　野　賀　子　君
副 町 長	村　岡　　篤　君	住民人権課長	小　南　紀　子　君
教 育 長	中　道　雅　夫　君	地域整備課長	小　濱　健　一　君
政策総務部長	小　角　孝　彦　君	観光産業課長	木　下　明　紀　君
まちづくり推進部長	鳥　取　勝　憲　君	環境農林課長	川久保　みのり　君
健康福祉部長	木　村　厚　江　君	子育て支援課長	胡　麻　千　代　君
地域活性化推進担当部長	堀　内　孝　茂　君	福祉介護課長	辻　本　知　也　君
教 育 次 長	東　條　信　也　君	いきいき健康課長	田　村　尚　子　君
秘書政策課長	小　南　考　弘　君	保険医療課長	辻　野　剛　宏　君
企画担当課長	田　中　信　幸　君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武　部　勝　浩　君
総務財政課長	岡　本　啓　子　君	学務指導担当課長	竹　井　輝　隆　君
会計管理者 兼会計課長	辻　中　一　嘉　君	生涯学習課長	松　岡　健　一　君
自治防災課長	小　路　展　裕　君		

◎議会事務局

事 務 局 長	正　野　　正	書　　記	山　本　夕　芽

◎議事日程第２号

日程第１　一般質問

・教育長の所信表明について……中村直幸君

・太子町の財政状況について……斧田秀明君

・給食無償化で進めよう通学路の安全対策……濵地知英君

・物価高騰対策について……辻本博之君

・一般財源の確保と人口減少対策について……森田忠彦君

・策定・改定作業中の行政計画について……松井謙昌君

・総合体育館への空調設備の設置について……　〃

・自転車利用者への交通法規の啓発について……　〃

・一刻も待てない介護保険制度の立て直しを……岡野秀子君

・いつでも、どこでも、誰もが利用できる公共交通の実現を……　〃

・電気自動車バスの責任の所在は……西田いく子君

・住民に優しい太子町役場に……　〃

日程第２　議案第48号　令和７年度太子町一般会計補正予算（第７号）（町長提出議案）

（開会　午前　９時３０分）

○議長（村井浩二君）　皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させていただきましたところ、ご出席いただき、ありがとうございます。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

よって、これより定例会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布してますとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村井浩二君）　日程第１、一般質問を行います。

今回の一般質問通告者は、配布してます一覧表のとおり、８名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして、順次発言を許します。

まず、１番目、中村議員の発言を許します。

中村議員。

〔１番　中村直幸君　登壇〕

○１番（中村直幸君）　おはようございます。議席番号１番、自由民主党会派、中村直幸でございます。通告に基づきまして、質問を行います。理事者におかれましては、明快なるご答弁のほどお願いいたします。

まず、１問目、教育長の所信表明についてお尋ねをいたします。

教育長は、１２月議会初日に、これまでの３年間を振り返りながら、今後の決意を込めた所信表明を行いました。今後特に取り組みたい施策については、教育総務課所管と生涯学習課所管とに分けて思いを述べておられます。

そこで、まず、教育総務課所管の事業についてお聞きをいたします。太子町の非認知能力で結びつけた幼小中一貫教育は、ほか自治体からも注目されており、私も期待しているところでございます。また、太子町は、ほかの自治体に比べても学校が落ち着いていると思っておりますが、しかし、教育長は、それでも問題があると、いじめ問題に触れておられます。私も、いじめに対して日頃から心を痛めている１人でございます。私が関わった問題について、１つ紹介させていただきます。

家庭の中でもめごとが絶えないと、その家庭について教育委員会に相談をしましたが、

何ら手当てのないまま冬休みに入り、心配していたら、危惧していたことが起こりました。被害生徒は、金品を迫られていました。しかし、加害者生徒は、太子町の学校だけでなく、いじめを繰り返し、他の学校にも仲間を増やしてエスカレートしていたようで、いじめを受けた子だけでなく、周りの子たちにもかなりの脅威を与えており、被害者生徒は声を上げることができなかったようです。気づいたときには、子どもたちの間だけの問題ではなく、学校内での問題に留まらず、家庭にも影響が表れていました。弟がいじめられているのを知った兄は、口を出すべきではないと我慢に我慢を重ねていたようですが、とうとう堪忍袋の緒が切れ、加害者との取っ組み合いの争いに発展したようです。

私のほうにはすぐ連絡がありましたが、翌日、教育長にその件をお尋ねしましたが、何かあったんですかとの返事に唖然としました。後に報告はいただきましたが、大きな事件にならないと心配して早くから相談をしていましたが、どうも私の考えとは程遠い考えだったようで、３月が来れば学校も静かになるんじゃないかとも取れる報告で、いじめは卒業しても、心の傷として長く残ります。

そこで、教育委員会にお尋ねします。どの子にも安心して学べる学校環境を備えてまいりますと所信表明で述べられましたが、どのようにいじめをなくし、教育環境を整え、どうしようとなさっているのか。詳しく、また、具体的にお答えをお願いいたします。

○議長（村井浩二君）　教育長。

○教育長（中道雅夫君）　おはようございます。

それでは、ご答弁をさせていただきます。

いじめは卒業しても心の傷として長く残るという議員のお話、私も全く同じ思いです。私も中学時代、特定の同級生から継続していじめを受けました。当時、誰にも相談できず、１年間はとても苦痛な日々を送りました。その間の学校での学習や行事など、今も思い出すことはできません。いじめへの不安と、いじめられている自分が情けなく、何事にも自信がありませんでした。今もその時間を返してほしいと思います。

だからこそ、教育委員会として、個人の思いではなく、組織として確実に機能する体制づくりが必要だと考えています。これまでも、全国各地でいじめによる悲しい出来事が繰り返されてきました。このような状況の中、平成２５年に、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるもの

であるとして、いじめ防止対策推進法が制定されます。その第４条には、児童等はいじめを行ってはならないとあります。その後、第５条から第９条には、国、地方公共団体、学校の設置者、学校及び教職員の責務、保護者の責務等が記載されています。

私は先日の所信表明で、いじめの課題について述べさせていただきました。それは、いじめは、どこの学校でも、どこの学級でも、どの子どもにも起こり得るものであるからです。本町のいじめの認知件数は、令和５年度７５件、令和６年度７９件となっています。いじめの定義が、学校の内外問わず、加害者の意図にかかわらず、被害者が苦痛を感じていることとなったことから、子どもからのＳＯＳを学校が丁寧な聞き取りをして報告をしていることによります。

この数字を分析しますと、いじめの内容で一番多いのが、冷やかし、からかい、嫌なことを言われるであり、中学校になるとＳＮＳ上での誹謗中傷という内容もあります。いじめの認識の中で、いじめを受けている立場と行っている立場に大きなずれがあり、加害の立場の児童生徒に聞き取ると、そんなつもりはなかったとよく聞きます。その言葉で片づけられないしんどさを被害の立場の児童生徒は感じています。

このようなことから、学校の教育活動の中でいじめは絶対に許されないとの人権感覚を日頃より醸成し、異なる感性や感覚、異なった言動を受け止めることができ、いじめに向かわない集団づくりが一番であり、いじめに向かわない態度や力を身につける未然防止に努めています。

昨年度から今年度に引き続いて、令和６年８月に改定された文部科学省いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、２件の重大事態調査を教育委員会並びに学校が行い、その調査報告書を現在、町のホームページで公開をしております。この報告書では、学校の様々な課題が明らかになりました。

教育委員会では、令和７年度の町立幼稚園、小中学校への指導事項で、全ての子どもたちが安心して学べる環境として、いじめの早期発見、早期の丁寧な対処、早期解決を最優先とし、子どものＳＯＳ見逃しゼロを合い言葉に、いじめは絶対に許さないという文化を学校園全体で構築することとしており、教職員には日頃から一人ひとりの声に耳を傾け、思いを受け止める中で、子どもの困り事を把握し、見立てを深め、適切に支援につなぐこととしています。

具体的には、学校外の専門職であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを単なる外部支援者としてではなく、校内組織に制度的に参画できる体制とし、い

じめ対策会議等への定常的な関与を保障し、あわせて、子どもや保護者が困ったときに安心して相談できるよう、いじめ等に関する学校の相談窓口や外部の教育相談ができる窓口の存在を日常的に周知する体制を整えてきました。

このような中、２件の重大事態調査の検証結果を踏まえ、改めて、子どもがいて学校がある。基本理念に立ち返り、子どもを主語とした学校全体での教育活動を点検し、新たにいじめを見逃さず、早期発見と迅速かつ適切な初期対応を徹底するために、いじめ初期対応クイックガイドを作成し、教職員の対応のばらつきを防ぎ、統一した基準でいじめ対応に対しての現在地の確認ができる仕組みを整えることとしております。

加えて、児童生徒一人ひとりの行動の背景を把握する研修と教職員が日常的に多面的視点で児童生徒を見守る力、理解する力を育む取り組みを進めてまいります。

今後も、いじめへの対応に当たっては、事態の深刻化を防ぐため、必要に応じて教育委員会の学校支援チームや大阪府の緊急支援チーム、警察、少年サポートセンターとも連携をしてまいります。太子町が進めている非認知能力で結びつけた幼小中一貫教育においても、制度としての連続性だけではなく、その中で学校生活を送る子どもが継続的に見守られ、安心して自分らしくいられる環境の中で、一人ひとりの可能性を最大限に発揮できるような在り方が、本当の意味での学び、育む一貫教育であると考えております。校長のリーダーシップの下、教職員には、子どもの育ちの道筋を深く理解し合い、子どもを主語に日々の教育実践を進めていくことが求められます。全ての子どもが自分の居場所を感じながら、安心して学び、成長できる学校づくりに向けて、全力で取り組んでまいります。

○議長（村井浩二君）　中村議員。

○１番（中村直幸君）　いろいろありがとうございました。

先ほど、述べられたことが、今回の事件にも見合う大きな問題にはならなかったと思っております。起こり得る前にこの答弁を聞いていたら、私も理解してきたと思いますが、やはり公安委員会が走り回るようなところまで起きているわけですから、そこのところはしっかりと、ご対応いただきたいと思っております。

２問目に移ります。

次に、生涯学習課所管の事業の中にも、文化財保護の利用等についてをお尋ねをいたします。文化財の保護と利活用と聞けば真っ先に平成２８年度から整備が始まり、令和１２年４月に開園予定の二子塚古墳史跡公園整備を思い出しますが、今年度、叡福寺の

前の山本住宅の利活用について検討されました。当初予算でＮＩＰＰＯＮＩＡ事業に対し１００万円が計上され、この間、太子町のポテンシャルについての調査をされてきたようですが、調査したこの山本家住宅に対する結論が、エリアポテンシャルとして、△という評価でした。△という評価をもたらした、△の評価をもらったために、１００万円を費やした責任はどうなのでしょうか。△評価を○評価、また、◎評価にしようと思っておられるのでしょうか。この結果を受けて、今後の対応をどのように進めていかれるのか。

叡福寺周辺地区は、平成２１年７月に、当時の先輩であります村井博議員の提案で無電柱化が進み、地区計画が設定されている地区です。その地区計画の中に、網がかかっている中で、山本家住宅があると思っております。９月の一般質問で、広報に掲載する段階で地区計画の存在を指摘したところ、なぜ地区計画のことを今頃言うのかと。一般質疑では言わなかったのかと。反問権にも見合うようなご指摘をいただき、とんでもない、本末転倒ではないかと考えております。１００万円の調査費を払い、人任せで文化財の保護活用をするということは、程遠いのではないでしょうか。改めて、ＮＯＴＥに委託し実施した山本家住宅に対するＮＩＰＰＯＮＩＡ事業をどう検証し、これからどう活かしていくのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（村井浩二君）　教育長。

○教育長（中道雅夫君）　ご答弁をさせていただきます。

ご質問の本町における文化財の保存と利活用への私の思いは、本定例会の初日に述べさせていただいたとおり、我が町の豊かな自然や陵墓、古墳などの歴史文化、風土といったかけがえのない資源は、先人からの贈物であり、今の私たちの世代が、誇りを持って次世代へと渡していく大事な贈物と受け止めております。

また、子どもたちが、先人の努力を知り、郷土を愛する心を育てることは、将来にわたって、郷土の発展に努めようとする志につながると確信しており、地域の皆様とともに学ぶ機会を持ち、ふるさと太子町への愛と誇りを育てる取り組みを教育行政の責任者として、着実に進めてまいりたいと考えてございます。

こうした考えの下、最近の特徴的な取り組みといたしましては、本町の偉人である中山久蔵翁の寒地稲作成功１５０周年記念事業をはじめ、国指定史跡二子塚古墳の保存整備事業や議員ご質問の太子旧山本家住宅有効活用への検討などがございます。太子旧山本家住宅の活用検討につきましては、令和７年２月と同年１１月の議員全員協議会での

状況報告、また、令和７年３月と同年９月の議員からの一般質問でご答弁させていただいているところでございますが、ご質問の１１０万円を費やして実施した太子町伝統的建造物有効活用調査につきましては、町内の古民家群がどの程度本町のまちづくりに活用できる可能性を有しているのかを全国の事例に精通した専門家の視点を得て客観的に把握できたことや、太子町の新たな魅力についても再確認できた有効的な調査であったと認識しております。

また、エリアポテンシャル調査の△につきましては、本町の歴史的な魅力そのものは評価される一方で、滞在を支える飲食・物販の不足や地域の担い手となる民間プレーヤーの不足、広域的な観光戦略の整理など、解決すべき課題も多いことが示されました。そのため、現時点では、町全体の方針として直ちにＮＩＰＰＯＮＩＡとして事業化へ踏み出す段階には至っておらず、今後の当該施設の活用については、全庁的に組織しております山本家住宅有効活用検討会議及び政策会議において、引き続き検討を進めているところです。

なお、ポテンシャル調査結果の△を少しでも○に近づけていくための取り組みにつきましては、調査結果報告書において、地域として目指したい方向性を定めるエリアビジョン策定を行いながら地域機運醸成を行っていくことが望ましいとされておりますが、今月３日に開催しました政策会議の協議においても、具体的な今後の取り組み手段については慎重に見極める必要があることから、本施設の活用に当たっては、当面は現状の維持管理を基本としつつ、検討期間中の柔軟な施設活用も視野に入れ、引き続き多様な活用方策を検討することについて認識を共有したところでございます。

いずれにいたしましても、現時点で具体的な事業化の時期や内容を申し上げられる段階にはございませんが、太子旧山本家住宅が将来的に町の活性化に資する形でどのように活用できるかについては、町の財政状況、地域の理解、周辺エリア計画との整合など、町全体の判断要素を十分に踏まえながら慎重に検討を進めてまいります。

○議長（村井浩二君）　中村議員。

○１番（中村直幸君）　ありがとうございます。

いじめに対する教育長の向き合い方、また、先ほど答えていただきました山本家住宅の今後に対する考え方についてのご答弁をいただきましたが、なかなかそう一言でやっていけるというものではないと私は思っておりました。

しかし、今回は、やはり山本家住宅の寄附によってこの計画ができたんだろうと推測

しておりました。従来、私も太子町に住んで結構な時間が要しておりますけども、この観光含めて、太子町を見回して、しっかりと観光でやっていけるかどうかというような、私の目と教育長の目とそんなに違いはないと思っております。

ですから、山本家住宅に対する調査というふうに私は認識しておりましたので、そこの認識が違うと思います。長々と言っても仕方ないので、要望をさせていただきます。

先ほどの教育長の教育についてのことに続いて、山本家のご要望をさせていただきます。いじめは許さない、この思いはみんな同じです。しかし、なかなか、本人も告げ口をしたと更にいじめられるんじゃないかという思いもあって、先生に訴えることはできません。親に心配をかけたくない。いじめられているとは言えません。だからこそ、学校を管理する教育委員会は、いじめを見逃さない、洞察力、敏感さを必要としております。確かに児童生徒を育てるのは学校だけではない。学校だけの仕事ではないと思っておりますが、多くの大人、職員の人に見守られて成長します。加害者生徒のその後の生活を被害生徒の親が気にかけていていたところですが、その子たちは高校に進んだそうですが、しばらくして退学したそうです。退学後は、建設関係の会社で住み込みで働いて、親方さんに仕事と人生いろいろ教えてもらっていると風の便りに届いております。加害者生徒のままでないと生活を送っていると、世の中には捨てたもんじゃないなと思っております。思い返すと、先ほど、教育長と同じでありまして、私も中学校３年の担任の先生の裏切りにより、中学校を卒業した後に人生が変わるくらい荒れた時期がありました。その荒れを全身全霊で受け止めていただき、教えてくださった方に巡り会え、今、人生がここにあると思っております。そのお返しとして、時間があれば、各地の厚生施設に赴き、慰問に行っておりました。そこにしか居場所のない方といろいろなお話をさせていただきました。地域のつながり、人生で出会う大人によって、人は成長できるとしみじみ感じております。児童生徒の成長を一番近くで見続けているのが、学校、教育委員会です。教育基本法は、教育の目的、第１条、教育は人格の完成を目指し、平和で民主的、国家及び社会の形成者として必要な資質を備え、心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないと書かれております。教育委員会は、義務教育修了の学校卒業までの子どもの責任を持てば良いというものではないと思います。人格の形成を目指すという崇高な仕事が課せられていると思っております。丁寧な対応をしてくださっていると思っておりますが、それでも心に傷ついたまま学校を卒業していく生徒もいるだろうし、いじめを加害者に十分な反省を促せなかった後悔もあるのではないか

と思っております。太子町の子どものその後の成長にまで気配りされる太子町の教育行政であってほしいと思っております。

また、こども家庭センターも開設されるようです。教育委員会だけの責任とはせず、子育て支援課ともしっかりと連携し、太子町の宝である子どもたちを健やかに育てることができるまちづくりに進めていただきますようお願いいたします。

また、山本家住宅については、教育長と私との太子町の観光についての同じ目線であると思っていましたが、しかし、エリアポテンシャル、結果が△は出るべき答えだと思っております。答えに１００万円の価値はどこにもないと思っております。地域計画の網がかかり、滞在を支える飲食・物販の不足や、地域の担い手となる民間から得られるものは何もない。今後慎重には慎重を重ねて、結論として１００万円を費やした調査を行う前に、政策会議の場で、先ほどもおっしゃいましたが、具体的にどのような事業を進めていくのかを明確に定めてから、依頼をかけるべきだと思っております。

終わりに要望として、慎重には慎重を重ねた上での依頼を求めて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村井浩二君）　これにて、中村議員の質問を終わります。

次に、２番目、斧田議員の発言を許します。

斧田議員。

〔２番　斧田秀明君　登壇〕

○２番（斧田秀明君）　議席番号２番、しなが会、斧田秀明でございます。通告に基づきまして、質問させていただきます。今回は太子町の財政状況についての質問です。理事者におかれましては、適正なご答弁をお願い申し上げます。

近年の太子町の財政状況は、安定した財政運営が行われていると私は感じておりました。しかし、広報１１月号の決算特集記事では、前年度より依存財源の占める割合が大きくなり、依然として外的要因の影響を受けやすい不安定な財政構造となっていますとコメントされていました。

今回の質問に至りましたのは、太子町の財政状況を見る際に、同じ数値を見ても、その見方によって受ける印象は異なっていますので、まず初めに、近年の財政状況について述べてください。あわせて、国全体の動向について説明をしてください。

また、昔から太子町は自主財源比率が低いと言われていますが、これがもたらす影響や課題についての答弁を求めます。

それでは、町財政の今後の課題について、初めに、近年の財政状況について、続いて、自主財源比率について、最後に、歳入歳出の課題と目指す方向性について答弁を求めます。

○議長（村井浩二君）　副町長。

○副町長（村岡　篤君）　本町の財政状況につきましては、令和３年度から令和６年度の各年度決算において、財政調整基金を取り崩すことなく、歳入の範囲内で歳出を執行するという健全な財政運営が維持されてまいりました。

しかし、この状況は、新型コロナウイルス感染症拡大以降、国により、物価高騰対策を含む多額の交付金や交付税が交付されるなど、依存財源により一定規模の事業執行財源が確保できたことによる影響が大きかったものと認識しております。

一方、今後の財政見通しを中長期的な視点で捉えますと、人口減少による町税収入の減少が見込まれる一方、高齢化や物価高騰に伴う社会保障費や物件費の増加、更には、老朽化するインフラや公共施設の維持管理への対応が必要となり、財政負担の増加は避けられない状況です。

また、本町は自主財源比率が低いことから、国庫補助金や交付税といった依存財源の変動による影響を強く受ける財政構造となっており、独自事業を実施するために、財政調整基金の取崩しが必要になるなどの不安定な財政運営への懸念もございます。こうした課題に対応するためには、将来にわたる安定した行財政基盤づくりが必要となります。歳入においては、企業誘致による法人住民税の確保やふるさと太子応援寄附金の活用に加え、基金の積極的な運用による自主財源の確保など、更なる歳入の安定化を図る必要があります。

また、歳出面では、事業評価による予算の効率的配分や、ＤＸや広域連携を活用した効率的な行政運営を進めることで、財政負担の軽減を目指してまいります。

住民の皆様に安定的なサービスを継続的に提供していくため、こうした取り組みを進めながら、中長期的視点に基づく持続可能な財政運営に努めてまいります。

○議長（村井浩二君）　斧田議員。

○２番（斧田秀明君）　ご答弁ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症拡大による影響は、これまでの私の財政運営の感覚がある意味麻痺されていたのではないでしょうか。将来への展望は、人口減少による町税収入減少や、高齢化や物価高騰に伴う社会保障費や物件費の増加や、公共施設の維持管理等

を改めて、将来に待ち構える課題を確認することができました。

それでは、２問目に移ります。

広報１１月号の決算特集記事、町の台所事情の中で、その中で、町の貯金、積立金残高の推移という表がありました。この内容についての質問です。基金とは、広報にも書かれているとおり、自治体の貯金です。特定の目的のため、基金が多いのですが、収入不足を補ったり、余ったお金を積み立てたりする基金もあります。多ければいいというものではありません。地方自治法の中で、自治体は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てて、または定額の資金を運用するための基金を設けることができるとされています。基金の条例によって設けることとされており、特定の目的のための基金はその目的にしか基金の財産を処分できません。条例設置については、一部法律で義務づけされているものは、条例が不要なものもあります。そして、基金は、確実かつ効率的に運用しなければならないとされています。先ほどの答弁の中でも、効率的な運用についてのご答弁をいただいたところです。

それでは、質問ですが、太子町の主な基金には、環境衛生等基金、退職手当基金、公共施設整備基金、太子まちづくり夢基金、ふるさと太子応援基金、老人福祉基金、たいし・ふれ愛福祉基金、森林環境譲与税基金、減債基金、及び財政調整基金の１０基金等があります。それぞれの基金の目的について、現状について答弁を求めます。

○議長（村井浩二君）　政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君）　本町の財政運営につきましては、各基金の目的に応じた積立てを計画的に実施し、事業に必要な財源確保を進めてございます。

それぞれの基金の目的と現状について申し上げますと、環境衛生等基金は、入湯税を財源とし、環境衛生施設や消防施設の整備に充てるために活用する基金となっており、退職手当基金は、今後見込まれる職員の退職金支払いに伴う財政負担を平準化することを目的とした基金で、毎年積立てと基金からの繰入れを一定ルールに基づき行ってございます。公共施設整備基金は、公共施設の計画的な改修等に係る経費に充てるための基金で、主に公有財産の売払い収入や決算剰余金を財源として積立てを進めてございます。この基金を活用し、町民の皆様の安全・安心に資する公共施設の維持管理を着実に進めているところでございます。

次に、太子まちづくり夢基金は、次世代を担う子どもたちへの教育支援を目的とした基金で、現在は主に、英語検定受験料補助に活用してございます。本基金は、令和７年

度に基金残高が枯渇する見込みとなっておりましたが、令和６年度決算において剰余金が発生することとなったため、本基金への積立てを優先的に実施し、残高を確保することができました。本基金を通じて、児童生徒の学びを支援し、地域の未来を担う人材育成に向けた取り組みを継続してまいります。

次に、ふるさと太子応援基金は、歴史資源と自然環境の保全や、子どもたちの健やかな成長、住民協働によるまちづくりを目的に活用する基金でございます。現在は主に学校給食費の無償化に充てておりますが、今後も地域のニーズを踏まえた活用方法を検討してまいります。

しかしながら、当基金の財源であるふるさと太子応援寄附金の収入は年度により変動があり、安定的な財源とは言い難い状況のため、寄附金収入の拡充に努めた上で有効な活用を慎重に検討してまいります。

次に、老人福祉基金及びたいし・ふれ愛福祉基金につきましては、高齢者や福祉を目的とした施策の財源に充てる基金となっており、現在は、敬老祝い金事業の実施など、高齢者施策の実施に活用してございます。基金積立金の財源は、福祉施設の財源として寄附いただいたものとなっており、今後更なる高齢者支援のニーズの増加や多様化に対応するため、基金を有効に活用してまいります。

森林環境譲与税基金は、森林環境譲与税を財源とし、森林整備や木材利用の促進事業に充てるもので、令和４年度には、生涯学習センターの木質化に使用し、現在は森林整備事業に活用してございます。

また、減債基金は、地方債の償還金の財源に充てるための基金で、現在は交付税として先行交付された後年度の臨時財政対策債償還金の財源を保持するために活用してございます。

最後に、財政調整基金について申し上げます。本基金は、災害などの不測の事態や年度による財源の不均衡を補填するために使用するもので、地方財政法に基づき、決算剰余金の２分の１以上を積立てでございます。将来的な収支見通しでは、財政調整基金の残高枯渇が懸念される状況にあり、歳入不足への対応を慎重に進める必要があると考えております。

以上のように、各基金は目的に応じた使途の下、計画的に活用しておりますが、多くの基金は、寄附金や決算剰余金を主な財源とするため、安定性に課題がございます。今後の財政状況や将来の見通しを踏まえ、各基金の使途について適切に判断し、選択と集

中による財源充当の最適化に努めてまいります。

○議長（村井浩二君）　斧田議員。

○２番（斧田秀明君）　丁寧なご答弁ありがとうございました。

特定目的基金は、その目的にしか処分できないという制限があるので、それぞれの自治体の特色が表れていると言えます。最後の財政調整基金についてですが、自治体の財政はその年の税収を含めた歳入でその年の諸々の歳出を賄うというのが原則です。財政に余裕があるのならばそれを住民福祉に振り向けるべきだと思います。そうしたことに前向きではなく、単に財政調整基金にため込めばいいというふうな考えがあるとすれば良いことではありません。この問題は、先ほどの答弁の中でもありました、国のコロナウイルス対策予算に関する各省庁による予算確保のための基金乱造と執行率の低さについて言われています。こうした財政調整基金が多額となる傾向が全国の多くの自治体で見られるようになると、地方は豊かではないかという議論が出てきます。国の歳出の財政に多くの国債を頼っているような状況の中で、国の財布を握る財務省は当然地方自治体の基金の状況について注意深く見守っており、その結果は、地方交付税の総額に、折衝にも影響を与えると考えられます。

太子町の将来的な収支の見通しでは、財政調整基金の残高枯渇が懸念される状況であり、堅実経営で乗り越えなければならないと思います。常に将来を見据え、住民の皆様にご理解いただけるよう取り組んでいただくことを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（村井浩二君）　これにて、斧田議員の質問を終わります。

次に、３番目、濵地議員の質問を許します。

濵地議員。

〔９番　濵地知英君　登壇〕

○９番（濵地知英君）　議席番号９番、やわらかい、濵地知英でございます。通告により一般質問を行います。理事者の皆様におかれましては、適切なご答弁よろしくお願い申し上げます。

今回の一般質問では、給食無償化で進めよう通学路の安全対策というテーマで質問をさせていただきます。ご存じのとおり、現在、国では、令和８年度から小学校給食費の無償化を進める方向で議論が進められています。また、中学校についても段階的に無償化の対象に含めていくことが報道されるなど、国として、子育て支援と教育環境の充実

に向けた動きが見られます。

一方で、太子町は、既に幼稚園、小学校、中学校において給食無償化を実施しており、全国的にも先進的な施策を実行している自治体の１つです。私は、この町の独自施策こそが子育て世帯に優しい町、教育に力を入れている町として大きな強みになっていると考えています。

そこで、今後、国が給食無償化を実施するようになれば、これまで町で負担してきた給食費の一部が国で賄われることとなり、町の負担が軽減されることが見込まれます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

１、太子町が現在負担している給食費の金額、財源の内訳、政策的な位置づけ。２、給食が無償化となった際、町財政へどのような影響が見込まれるのか。３、町の負担が軽減されることになった場合、通学路の安全対策といった子どもたちの安全を守る分野へ優先的に活用する考えがあるのか、以上３点について見解を伺います。

○議長（村井浩二君）　政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君）　ご質問の給食無償化で進めよう通学路の安全対策について私のほうからご答弁申し上げます。

まず、本町における学校給食の完全無償化については、田中町長１期目の公約として取り組みを進め、令和５年度から独自に給食費の完全無償化を実施しているところでございます。この取り組みは全国的に見ても比較的早い段階での実施であり、子育て支援に力を入れる自治体として評価をいただけるものと考えております。

また、本町が負担しております給食無償化に伴う学校給食費への補助額につきましては、令和６年度決算で約４千５００万円となっており、財源としましては、ふるさと太子応援基金からの繰入金により、学校園給食費保護者負担金補助金に充当している状況でございます。

本町といたしましては、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、育ち盛りの食育を支え、活気あふれる子育てしやすいまちを実現するため、給食費の無償化は重要な施策と位置づけております。

次に、２点目の国による給食無償化が導入されたときの町財政への影響についてでございますが、国の制度化に向けた議論は進んでおりますが、最新の報道では、全額国費ではなく、自治体にも一定の負担を求める方向で調整とされており、国からの財源措置や対象範囲も現時点では示されていない状況でございます。そのため、町負担がどの程

度軽減されるかにつきまして、今の段階で明確に申し上げることは難しいところでございます。

最後に３点目でございますが、町負担が軽減された場合、通学路安全対策への活用についてでございますが、現在、給食無償化の財源として活用しておりますふるさと太子応援基金の子ども関係メニューの趣旨として、未来を担う子どもたちの健やかな成長に関する事業への活用が求められているものとなっておりますが、今後の財源の活用につきましては、町全体の財政状況や行政需要、将来負担の見通しなどを踏まえ、総合的に判断する必要があると考えております。

いずれにいたしましても、通学路の安全対策は、子どもの命を守るという観点から非常に重要な分野であると認識しており、必要に応じて通学路の安全対策を実施してまいりたいと考えてございます。

○議長（村井浩二君）　濵地議員。

○９番（濵地知英君）　ご答弁ありがとうございます。

先ほどの回答の中にありました、ふるさと太子応援基金の子ども関係メニューの趣旨として、未来を担う子どもたちの健やかな成長に関する事業や通学路の安全対策は、子どもの命を守るという観点から非常に重要な分野という内容の答弁を踏まえますと、通学路の安全対策はまさに趣旨に合致していると考えます。ぜひ積極的に取り組んでいただきたいという思いを込めて、次の質問に移らせていただきます。

町内には、道路交通法の観点から基準を満たしていると判断されるものの、実際に毎日通学する子どもたちやその保護者からは、車と接触しそうになったことがある、横断歩道はあるが、車のスピードが速くて怖いなど、不安を訴える声が寄せられている箇所があります。

このように、法基準と現場の体感にはギャップが存在し、私の耳にも複数の地区の住民から、具体的な相談が寄せられております。

そこで、次の点についてお伺いします。

１、法基準は満たしているが、住民から不安の声が上がっている箇所について、町としてどの程度把握しているのか。２、これまでそのような箇所について、どのような対策、改善を実施してきたのか。３、法令上は問題なくても、子どもたちの通行量が多い、不安の声が複数積み上がっているなど一定の条件を満たす場合には、町独自の上乗せ安全対策を導入する考えがあるのか。以上３点について、町としての現状の認識と今後の

方針を伺います。

○議長（村井浩二君）　まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君）　交通安全対策の現状と今後の方針について、私のほうからご答弁申し上げます。

ご存じのとおり、道路における交通安全対策は、大きく道路交通法に基づくものと道路交通法適用外のものに分類されます。道路交通法に基づくものは、信号、横断歩道、停止線など交通規制に伴うもので、これらは交通管理者である警察の所管となっております。よって、信号機の設置や横断歩道停止線などの再塗装などについては、学校、保護者及び地域の方々の要望を受け、その都度本町より内容を警察に伝え、連携を取りながら対応しております。

しかし、警察としても、府内全体の実績を鑑み、調整及び計画的に実施しているため、対応に時間を要する場合もございます。

対して、道路交通法適用外のものとしては、ガードレールやカーブミラーなどの道路附属施設のほか、速度抑制表示など、道路交通法に属さない路面標示などが含まれ、新たな設置、維持管理は、道路管理者である太子町や大阪府の所管となります。これらについては、道路管理者で維持管理を行っているため、カーブミラーの角度調整や経年劣化等による更新、路面標示の再塗装について、日常的に対応しております。

ご質問にありました交通規制に対する道路管理者による交通安全対策の上乗せにつきましては、地元からの要望に基づき、道路の形状や交通状況の調査、近隣の同意などを踏まえ、より安全でより効果的となるよう対応を行っております。最近では、昨年度、山田地区のフルーツロードにおいて、横断歩道があるにもかかわらず、スピードを出す車両が多いため、横断歩道の手前に昼夜問わず点滅し、運転者に対しスピードを抑制する視線誘導灯を設置いたしました。このような法適用外の対策については、道路管理者の判断で設置することはできますが、反面、過剰な設置となり、かえって混乱を招く可能性もあり、設置には慎重に検討する必要もございます。

また、太子町では、子どもの登校中の安全を確保するため、日頃より地域の方や保護者の方々により見守り活動を行っていただいていることや、ボランティアで構成されている地域安全青色防犯パトロール隊の皆様による学校の登下校時間帯を中心とした町内の見守りパトロールなど、安全なまちづくり活動に取り組んでおります。

今後も危険箇所におけるハード対策やパトロールなどのソフト対策について、行政、

地域住民及び警察など関係機関と協力し、情報共有を行いながら、できるだけ地域の声を反映し、より効果的な安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（村井浩二君）　濵地議員。

○９番（濵地知英君）　ご答弁ありがとうございます。

最後に、通学路の安全対策を更に前に進めるために、私からの要望を述べさせていただきます。現状では、危険箇所について、住民の皆様が学校や役場へ相談しても、その後どうなったのか分からない、改善に向けた動きが見えないという声が寄せられています。この状況を改善するためには、行政が危険箇所の情報を受け取って終わりではなく、情報が見える、進歩が見える、改善が見えるといった仕組みづくりが必要であると考えています。

そこで、私は次の３点を要望いたします。

１、危険箇所のマップ化一覧化など、住民が状況を共有できる見える化の仕組みをつくること。２、危険箇所の改善状況、検討中、協議中、対策済みなど定期的に住民へフィードバックすること。３、地域の見守り隊と協力し、年に１度は地域住民と行政の合同通学路点検を実施すること。こうした仕組みづくりを行うことで、安全対策が大きく前進すると考えています。

以上、町の前向きな検討をお願い申し上げまして、私からの要望とさせていただきます。

○議長（村井浩二君）　これにて、濵地議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らいたします。

（午前１０時３７分　休憩）

（午前１０時４９分　再開）

○議長（村井浩二君）　それでは、再開いたします。

次に、４番目、辻本議員の発言を許します。

辻本議員。

〔５番　辻本博之君　登壇〕

○５番（辻本博之君）　議席番号５番、公明党、辻本博之です。通告により一般質問をさせていただきます。理事者におかれましては、適切なご答弁をよろしくお願いいたします。

初めに、ここ最近、熊本県、青森県で大きな地震が起こりました。また、死亡事故につながる火災も増加傾向にあります。空気が乾燥する季節です。火の取扱いには十分気をつけてまいりたいと思います。この度の地震、火災でお亡くなりになられた方へ心よりお悔やみを申し上げます。また、被害に遭われました皆様が一日も早く日常を取り戻し、安心して暮らせるよう切に願います。

それでは、物価高高騰対策について、質問に入ります。

長引く物価高高騰が国民生活に大きな影響を及ぼしています。生活者の声に真摯に耳を傾け、物価高騰対策を迅速に実行しなければなりません。一人ひとりが豊かさを実感できる社会を目指し、生活支援と経済の好循環創出に向けた取り組みを進める必要があります。これまで国は、低所得者世帯へ給付金、ガソリン価格の抑制、電気・ガス料金の支援、所得税の減税など、幅広い物価高騰対策を実施してきました。また、政府備蓄米の売渡しや地域の実情に応じた対応、高校無償化の先行措置、育休給付の拡充なども行われてきました。

しかし、２０２５年度以降も、ペースは遅くなりますが、物価上昇傾向は続くと予想されています。

令和７年度の総合経済対策として、地方自治体が行う地域のニーズに応じたきめ細かい物価高対策を支援するため、重点支援交付金が拡充されますので、前回好評だったお米券の発行に加え、更なる増額等をぜひ考えていただきたい。生活する上で必ず必要になるものは削ることはできません。住民の皆様は、様々な工夫をし、なるべくお金をかけないように、少しずつ我慢をしながらこつこつと節約し生活しています。町からの支援があることで、生活に豊かさを感じられるのではないでしょうか。太子町として交付金の今後の活用法はどのようなものであるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（村井浩二君）　政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君）　物価高騰対策について私のほうよりご答弁申し上げます。

これまでも住民の皆様、事業者の皆様などの物価高騰に伴う経済的負担を軽減するため、国の重点支援地方交付金を活用し、高齢者や低所得者世帯、子育て世帯等、特定の世代や状況に応じた支援をはじめ、農業経営者、介護保険、障がい福祉サービス事業所、医療機関等への支援など、多岐にわたる取り組みを講じてまいりました。

また、本年実施いたしましたお米券を配布した生活応援事業についても、町内での消費を促すことで、町内事業者への確実な経済支援となり、地域内消費を力強く喚起いた

しました。更には、住民の皆様のお米をはじめとした食料品の物価高騰に伴う経済的負担に対する支援としても、一定の効果を上げ、評価をいただいているところでございます。

さて、令和７年１１月２１日に閣議決定されました国の総合経済対策においては、物価高騰の影響を受けた住民の皆様や、事業者の皆様等を引き続き支援するため、地方自治体が地域のニーズに応じたきめ細やかな物価高対策を実施できるよう、重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれたところでございます。物価高対策としての重点支援地方交付金の執行につきましては、国が経済対策を速やかに執行し、一刻も早く国民に支援を届けるという観点から、早期執行の重要性を強く求めていることを町としても重く受け止め、本定例会においても、正規執行に向け、補正予算案として、この後、追加議案として提出をさせていただくことでございます。

ご議決いただきましたら、地域経済の活性化と住民生活の安心確保という両面において極めて高い効果を発揮したお米券を配布した生活応援事業を前回よりも給付額を上乗せし、実施いたしたいと考えてございます。これにより、ご負担の大きい食料品の物価高騰に対する支援とともに、町内事業者への支援を継続し、地域経済の活性化をより一層高めてまいりたいと考えてございます。

更には、物価高騰が次世代を担う子どもたちの健やかな成長に悪影響を及ぼさないよう、食材の価格高騰に伴う給食費の不足分を補填するため、学校給食会への新たな補助を実施いたしたいと考えてございます。その他の支援事業につきましては、過去の実績を踏まえながら、住民の皆様のニーズに寄り添い、順次検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（村井浩二君）　辻本議員。

○５番（辻本博之君）　前向きなご答弁ありがとうございました。どこまでも住民の皆様の気持ちに寄り添った支援のご検討をお願い申し上げます。

次に、先にも述べましたように、２０２５年１１月２１日、政府は、物価高騰への対応や家計支援を柱とした総合経済対策を閣議決定いたしました。その中の中心施策として、物価上昇の長期化で日常生活の支出が増えていることから、特に負担の大きい子育て世帯を直接支援する目的で、１８歳以下の子どもを持つ家庭を対象とした物価高対応子育て応援手当が決定いたしました。児童手当の情報など、自治体が保有する子育て支援関連システムを活用し、プッシュ型で支給されるため、申請は不要とのことです。子

育て世帯にあって、特に学校、園に進学、進級する子どもがいる家庭は、年末から来年３月までは制服や学用品を新調するなど、非常にお金がかかります。この時期にまとまった金額があるのは、子育て世代にとって経済的負担を軽減できるものと考えます。太子町として給付の方法と時期についてどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

○議長（村井浩二君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君）　子育て世帯に対する支援策についてご答弁申し上げます。

国では、物価高の影響を大きく受けている子育て世帯を支援するため、子ども１人につき２万円を給付する物価高対応子育て応援手当を閣議決定し、児童手当の受給情報を活用した、いわゆるプッシュ型により支給する仕組みが示されております。対象者は、令和７年９月末時点で０歳から１８歳の児童手当の対象者となる児童を養育されている世帯のほか、令和７年１０月以降から令和８年３月末までに生まれた児童も対象となるとされております。給付方法につきましては、市町村が保有している児童手当の情報を活用することができるため、原則として申請を必要とせず、登録されている児童手当の振込口座に対して直接振り込むことを行うこととされております。

また、報道では、児童手当に２万円の上乗せと表現されていることがありますが、あくまでも児童手当の仕組みを活用して支給する手当でございます。そのため、本町の支給については、児童手当の支給月と同じ月ではありますが、異なる日に支給する予定でございます。

物価高対応子育て応援手当につきましては、子どもたちの入学準備や進学進級などで必要となる費用にご活用いただけるよう、早期の支給に向けて、現在、準備調整を進めているところでございます。今後も引き続き国の動向を注視しながら、対象となる子育て世帯の方々へ早期に確実かつ円滑に支給が行えるよう取り組んでまいります。

○議長（村井浩二君）　辻本議員。

○５番（辻本博之君）　ご答弁ありがとうございました。

先にも述べましたように、今、ほとんどの方が何かしらの少しの我慢をしています。物価高騰が続き、お金のことで頭を悩まされる期間が長くなればなるほど、我慢も限界に来るのではないでしょうか。重点支援地方交付金の活用にお米券の増額、または、水道基本料金の減免等、町としてできるところは精一杯、住民の皆様に寄り添っていただきたいと要望して、私の質問を終わります。

○議長（村井浩二君）　これにて、辻本議員の質問を終わります。

次に、５番目、森田議員の発言を許します。

森田議員。

〔７番　森田忠彦君　登壇〕

○７番（森田忠彦君）　自民クラブ、議席番号７番、森田です。３０年近く続いたデフレ社会も脱却し、ようやく金利のある経済、正常な経済になり、日本経済も明るさが見えてきたところですが、今回、通告に従いまして、一般財源の確保と人口減少について、質問いたします。

今年度、２０２５国勢調査が進められておりますが、２０２０年国勢調査の検査値によると、２０１５年の前回調査と比較し、府内４３市町村のうち３１市町村で人口が減少しています。本町の人口においても、令和７年１１月末住民基本台帳人口は１万２千５７９人と、２０２０年の国勢調査と比べると４３０人の減少をしております。増減率では３．４％の減となっています。私は、緑豊かで、鉄道駅上ノ太子に隣接し、南阪奈道路のインターチェンジを有している本町のポテンシャルはすばらしいものを持っていると思います。しかし、近年、人口減少等により町税が減少傾向にあります。

そこでお尋ねいたします。自主財源の総額に影響を及ぼす町税の減少に対し、どのような対策を考えているのか。

また、多くの自治体において共通した課題でもある少子高齢化の進展と人口減少について、本町として具体的にどのような対策を考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（村井浩二君）　町長。

○町長（田中祐二君）　一般財源の確保と人口減少対策について私のほうからご答弁をさせていただきます。

多くの自治体と同様、本町でも人口減少が進行しており、特に生産年齢人口の減少に伴う町税の減収が見込まれ、自主財源の確保に影響を及ぼすことは、喫緊の課題の１つであると認識しております。本町の持続可能性を確保するためにも、総合的な対策が不可欠であると考えております。

そこで、町税の増収に向けた企業誘致ですが、府道美原太子線沿いの西条地区における商業施設が進出し、現在も周辺エリアの土地利用に向けた誘致を進めているところでございます。

また、市街化調整区域への工場の進出を促進するため、府道香芝太子線、太子インター連絡線周辺において、令和４年１０月に新たな産業誘致、雇用を創出することで、地

域経済を活性化させ、軽工業などの工場立地を目的とした太子町基準（提案基準２６－２）を大阪府の制度にのっとって策定し、企業誘致を進めてまいりました。

その結果、当該地区において１社が開発許可を受け、更にはもう一社が本町所有の土地を公募型プロポーザル方式により購入され、その趣旨にのっとり開発が行われる予定となっております。

そして、府道美原太子線沿道におきましても、開発予定建築物の用途の追加と最低敷地面積を緩和した提案基準１２を策定し、事業者の沿道における新規店舗など、事業の着手に対して間口を広げた施策を行っております。

次に、人口減少の抑制に対する取り組みとしましては、これまで３世代同居・近居支援事業などによる転入促進策、空家バンクや空家バンク活用促進事業補助金の創設など、空き家等の利活用による交流人口、関係人口の増加につながる施策の強化、その他子育て環境の充実や教育環境の魅力向上に精力的に取り組んでまいりました。

今後も引き続き、本町における交流人口や関係人口の増加につながるよう、様々な施策を進めるとともに、人口減少等に対応し、将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供しながら、本町の更なる発展成長を目指すため、将来の在り方についても議論を深めていきたいと考えております。

○議長（村井浩二君）　森田議員。

○７番（森田忠彦君）　町長は今年３月の施政方針において、少子高齢化が進展し、急激な人口変動の中、将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供するため、引き続き第５次総合計画における後期基本計画をはじめとする各種計画を確実に進めるとともに、不断の行財政改革、民間企業や大学等との公民連携及び広域行政を推進し、基礎自治体機能の充実、強化に取り組んでまいりますと述べられています。

私も本町における人口減少対策は喫緊の課題と考えており、私は、４年前、令和３年１２月定例会において、人口減少対策として一般質問を行い、平成３０年、ちょうど７年前に寄贈された向少路の土地を活用した住宅造成を要望いたしました。当時もこの土地を維持管理に係る経費に触れさせていただきましたが、令和６年度では草刈り等で６０万円近くかかっているそうですが、このような維持管理経費が発生しない土地利用を考える必要があると考えています。

例えば、１つの手法として、市街化調整区域から市街化区域へ編入し、住宅造成をして５０件から７０件ぐらい宅地造成を行い、若い世代の家族の流入を進めることで、３

人家族でも２００人近くの人口が増えると考えられます。

また、本町独自の子育て支援を更に充実させ、１人の子どもが２人、３人と産むような施策を考えていけばどうかと思います。

このようなことにより、町民税等、雑種地が宅地並み課税に変わることにより、固定資産税の増収も見込めるのではないでしょうか。このような宅地造成を民間事業のノウハウを活用する効果として、子育て世代を増やすことで人口減少を抑制し、町税の確保につながるものと考えます。

前回、一般質問における田中町長の答弁で、寄附をいただいた向少路の土地２９筆のうちで所有者が分からない土地、いわゆる所有者不明土地が４筆存在するとのこと、そして所有者不明土地の利用の円滑法等に関する特別措置法の法改正があるということでしたが、その法改正の内容を教えていただきたい。

また、これまでどのように検討していたのか。法改正を踏まえ、どのような活用方法で検討しているのか、お尋ねいたします。

○議長（村井浩二君）　地域活性化推進担当部長。

○地域活性化推進担当部長（堀内孝茂君）　ご質問のありました向少路地区の土地の利活用につきましては、当該地に所有者不明の土地が存在しており、その利用については課題も多く、適切に対処していく必要があります。

これまでの検討では、民間事業者の蓄電池設備として土地活用を行うプランもありましたが、実現には至りませんでした。そのため、クリーンキャンペーンの最終集積所や農業用廃ビニール処理の一時置場、様々な事業の臨時駐車場などに活用してきたところでございますが、本格的な運用には至っていない状況でございます。

また、ご指摘のとおり、令和６年度中には約６０万円の維持管理経費を要しましたが、臨時的な貸付けにより約９０万円の収入があったため、財政的にはプラスとなっております。

次に、人口減少への対応策としての住宅造成についてですが、当該地が市街化調整区域として位置づけられており、特に一般的な住宅開発は原則として許可対象外となっております。住宅施策の基本的な考え方といたしましても、人口減少社会を迎えるに当たって、市街化区域への誘致を推進しており、居住誘導を図るべき区域である市街化区域内に住宅を計画的に誘導することが、本町の都市計画の根幹であると認識しております。

議員ご提案の市街化調整区域から市街化区域への編入については、現在、国が進める

政策の方向性として、コンパクトシティ化、立地適正化に基づき、都市機能を集約することで、効率的かつ持続可能なまちづくりを目指しており、市街化区域の拡大は、国の方針に相反するものであると考えております。

加えて、本町における住宅施策については、既存の市街化区域内での住宅開発や空き家、空き地の活用、空閑地の活用などが優先事項であり、現時点で、市街化調整区域内への新たな住宅の誘導に向けた市街化区域と市街化調整区域との区域見直しについては、困難であると考えております。

なお、当該地の活用につきましては、令和８年３月策定予定である太子町都市計画マスタープランの改定に向けた協議において検討を重ねた結果、これまでの住宅系誘導地エリアから地域活性化エリアへ設定変更を行い、幹線道路沿いのポテンシャルを活かし、小売店、事務所、倉庫、飲食店などの沿道系土地利用に加え、文化スポーツ施設などの地域活性化施設や医療施設など、地域振興に寄与する土地利用エリアとして位置づける方針です。

また、所有者不明土地の利用の円滑法等に関する特別措置、いわゆる所有者不明土地法は平成３０年に制定、令和４年に改正され、その内容としましては、所有者不明土地の円滑な利用、所有者不明土地の適正な管理、所有者探索の合理化、所有者不明土地対策の推進体制の強化について規定され、所有者不明土地の円滑な利用や適正な管理が進むのではないかと期待しております。

本町といたしましては、課題解決に向けて、所有者不明土地法に基づく仕組みの利用なども含め、調査研究しつつ、引き続き各部署と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（村井浩二君）　森田議員。

○７番（森田忠彦君）　ありがとうございます。

今の答弁では、本町における住宅施策として、既存の市街化区域内で新たな住宅の誘導を進めており、市街化区域と市街化調整区域との見直しは考えておりません。また、当該地の活用につきましては、令和８年３月策定予定である太子町都市計画マスタープランの改定に向けた協議の結果、これまでの住宅系誘導エリアから、文化スポーツ施設、医療施設などの地域振興に寄与する土地利用エリアに位置づける方針のようですが、この方針では１０年経っても草刈りをやっている状態と思います。太子町の中心部であり、５千坪近くある広大な土地を太子町のために使ってくださいと言っていただいて、７年

近くほっておいて、まだ１０年近くそのままほっておくつもりでしょうか。取りあえず人口を増やすことが改革の第一歩と思いますので、向少路の土地を市街化に変更するよう、前向きに考えていただきますよう要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（村井浩二君）　これにて、森田議員の質問を終わります。

次に、６番目、松井議員の発言を許します。

松井議員。

〔６番　松井謙昌君　登壇〕

○６番（松井謙昌君）　議席番号６番、たいしにぎわう会の松井謙昌です。通告に基づきまして、質問を行います。理事者におかれましては、適切なご答弁をお願いいたします。

町の行政計画のうち、令和７年度をもって終了するものについては令和８年度を初年度とする計画を策定すべく、また、令和７年度をもって前期５年間が終了するものは後期５年間の内容に改定すべく、現在鋭意作業が進められています。このうち、太子町総合計画と太子町人権行政基本方針及び推進プランについてお伺いいたします。

まず、太子町総合計画についてです。現在の総合計画は、平成２８年度から令和７年度までの１０年を期間とする第５次太子町総合計画であり、基本構想、基本計画、実施計画の３層から構成されています。基本構想は平成２８年度から見て１０年先の令和７年度、今年度を目標年次とし、基本計画は、平成２８年度から令和２年度までの５年間を前期、令和３年度から令和７年度までの５年間を後期とするもので、今年度が最終満了年度です。目下、策定作業中の総合計画は、来年度、令和８年度から１０年先の令和１７年度を目標年次とする基本構想と、このうち令和８年度から５年先の令和１２年度までを計画期間とする前期基本構想からなるものです。太子町総合計画審議会条例に基づき、当審議会では、令和６年の町長からの諮問に応じ審議されてきており、先月１９日には第６回目の審議会が開かれ、前期基本計画案が審議されています。これまで町内の策定委員会のみならず、住民アンケート、中学生及び住民を対象としたワークショップなども行われ、幅広く住民の皆さんが策定に向けて参画していただけるよう、また、意見を反映できるよう、工夫をされてきました。前期基本計画の期間の５年と言っても、今の世の中の目まぐるしい動きの下で施策の方向を体系的に示すのは容易なことではないとは思いますが、あえて第６次総合計画は、第５次総合計画とはここが大きく違うんだ、そういう点を現段階で結構ですので少しでも具体にお示ししていただきたいんですが、いかがでしょうか。この点をまず、お伺いいたします。

○議長（村井浩二君）　副町長。

○副町長（村岡　篤君）　総合計画は、町の最上位計画として、総合的かつ計画的な行政運営の指針として、今後のまちづくりの方向性を示すものでございますが、現在の第５次総合計画は、ご質問にありましたように、平成２８年度から令和７年度の１０年間を計画期間とし、今年度が最終年度となっております。

そのため、令和８年度から始まる新たな１０年間を計画期間とする第６次総合計画の策定を進めており、子どもから高齢者まで誰もが幸せに暮らし、笑顔あふれるまちを築き、次世代へと引き継ぐため、改めて本町の課題を見いだし、中長期的な展望に立って、目指すべき将来像を示し、実現するための道筋を明らかにする必要があります。

そこで、計画策定にあたりましては、令和６年度より、住民アンケートやワークショップを実施し、庁内での検討を踏まえ、総合計画審議会での審議や答申を経て、今年の９月議会において第６次総合計画の基本構想についてご議決をいただいたところでございます。

現在は、この基本構想の実現に向けて、６つの基本目標に沿った各分野の施策を総合的かつ体系的に整理し、第６次前期基本計画の策定を進めている状況でございます。

第５次太子町総合計画が策定されてからの１０年間においては、少子高齢化の進行や温暖化に伴う気候変動、大規模地震などに伴う防災意識の高まり、更には、ＤＸの進展、価値観の多様化など、社会情勢は大きく変化してきました。本町においても人口減少は着実に進行し、人口構造の変化に伴い、様々なところに影響を及ぼしてございます。

加えて、地域の移動を支えてきた金剛バス事業の廃止を受けた地域公共交通網の再編は、地域住民に大きな影響をもたらしました。第５次総合計画においては、将来の人口目標値を設定しておりましたが、実績値との乖離が大きく、推計することが難しいことから、第６次総合計画においては、将来の人口展望をお示しし、目標値は定めないこととといたしました。このような状況を踏まえ、人口減少等に対応し、将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供しながら、更なる発展成長を目指すため、将来の在り方等について幅広い検討議論を深めるとともに、若年世代の移住定住の促進や広域連携と公民連携の推進、各種手続きのオンライン化や業務効率化を目指したデジタル技術の活用のほか、こども家庭センターを核とした子育て支援体制の強化、非認知能力を育むための教育環境の充実など、新たに取り組むべき方向性として整理してございます。具体的な取り組みにつきましては、基本目標を踏まえ、分野ごとに策定する個別計画や

各課が毎年度作成する実施計画に位置づけ、総合的かつ実効性のある施策展開を図ってまいります。

○議長（村井浩二君）　松井議員。

○６番（松井謙昌君）　よろしくお願いしておきます。

続きまして、太子町人権行政基本方針及び推進プランについてお伺いいたします。現在は、令和３年度から令和１２年度までの１０年間を期間とする第２次太子町人権行政基本方針及び推進プランであり、うち、人権行政推進プランは令和３年度から令和７年度までの５年間で、令和７年度に見直しを行うとなっており、令和８年度から令和１２年度までの５年間を計画期間とすることとなっています。社会情勢の変化などを踏まえた内容に見直すとともに、更に人権施策を推進していくために、人権行政基本方針部分も見直して、第２次人権行政基本方針及び推進プラン改定版を策定するものです。

そして、太子町人権尊重のまちづくり審議会規則により、令和７年３月の町長からの諮問に応じ、同審議会で審議されてきており、今月４日には、第４回目の審議会が開かれ、改定版案が審議されています。

加えて、庁内の会議のみならず、住民意識調査や各種団体、小中学校にヒアリング調査も行われています。改定版を策定するに当たって、この５年間にどのような課題が大きく浮かび上がってきたのでしょうか。各人権課題のうち、これまで、子ども、女性、障がいのある人、高齢者、部落差別、外国人、インターネット上の人権侵害などが並列で体系立てされていたものが、この推進プラン案では、インターネット上の人権侵害が他の人権侵害全体に関わるという体系になっています。私も、この体系は昨今の情勢から見てふさわしいものと考えています。ＳＮＳの急速な普及によって、言論の自由が大きく広げられてきた反面、誹謗中傷が氾濫する状況も生み出されてきています。法務省と文部科学省が共管の公益財団法人人権教育啓発推進センターが発行している月間の機関紙アイユでも、ちょっとこういう冊子です。このアイユでも、今年の１月からインターネットと人権侵害をテーマに取り上げて連載されてきています。

国では、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づく、人権教育啓発に関する基本計画第２次が今年６月に定められました。令和７年発行の法務省人権の擁護、こういうものです。や、大阪府ゆまにてなにわ、大阪でもこういうものが発行されています。といった人権啓発冊子では、各人権課題が並列で記載されていますが、本町の推進プラン案では、あえてインターネット上の人権侵害が他の人権侵害全体に関わるという体系

とされていますが、そうされたお考えをお伺いいたします。

○議長（村井浩二君）　政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君）　全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、基本理念と基本方針並びに施策の基本方針を示すため、令和３年３月に策定した第２次太子町人権行政基本方針及び推進プランにより、多様な人々が共生する和のまち太子を目指し、取り組みを進めております。

このうち、人権行政推進プランの計画期間が令和７年度で終了することから、社会情勢や住民意識の変化に対応するため、内容の改定を行うものでございます。改定にあたりましては、住民意識調査及び関連する団体へのヒアリング調査を行い、課題を抽出し、推進プランに反映させることとしております。また、本町の人権尊重のまちづくりを進めるための総合的な協議、検討の場である太子町人権尊重のまちづくり審議会におきましても審議していただいております。住民意識調査の結果等から、人権学習経験の有無が人権意識の向上や人権侵害への気づきに影響を与えていることから、学校教育における人権教育はもちろんのこと、生涯にわたる人権教育の重要性や、人権課題がありながらも相談窓口が分からないなど、啓発や周知を強化する必要があることから、これらを盛り込んだ推進プランの改定を進めているところでございます。

また、近年のインターネットの普及により、人権に関わる様々な問題が発生しており、インターネット上の人権侵害が子どもの人権や女性の人権をはじめとする個別の人権課題と密接に結びついている状況でございます。審議会においても、インターネット上の人権侵害への対応が人権課題全体にわたる横断的な取り組みとして必要であるとの意見をいただいており、国の人権教育、啓発に関する基本計画第２次を踏まえ、インターネットにおける人権侵害を横断的な人権課題と位置づけ、第２次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版に盛り込む予定としてございます。

○議長（村井浩二君）　松井議員。

○６番（松井謙昌君）　令和５年５月には南河内２町１村未来協議会が設置され、また、令和７年４月には２市２町１村からなる南河内基礎自治機能充実強化協議会を設置され、地域の更なる発展、成長に資することを目的に、行財政改革、広域連携、市町村合併等の調査研究など、将来の在り方などについて検討、議論もされてきています。

また、大阪府では、大阪関西万博で自動運転バスを運行した大阪メトロと共同で、南河内地域において新モビリティ導入に向けた取り組みが、課題を抱えながらも、安全性

等の状況を見ながら進められています。

最初にお伺いしましたこの度の総合計画の前期基本計画の策定に当たっても、施策に対する評価指標と目標値を設定する。例えば、学校施設の照明ＬＥＤ化率１００％など、具体的で分かりやすくされていますが、あえて前期５年に区切っていることから、更に具体のことを取り入れないか、精査していっていただくよう要望しておきます。

続きまして、総合体育館への空調設備、エアコンの設置についてお伺いいたします。教育委員会では、町立学校の設備改修について、これまでの小学校に続き、今年度で中学校でのトイレ改修を終えられます。

そして、引き続き、指定避難所になっております小学校、中学校の体育館の空調設備の設置について、今年度、令和７年度に実施設計をされていて、来年度、令和８年度に設置工事をされる予定です。

一方、指定避難所になっていない総合体育館の空調設備の設置について、令和７年３月定例会の一般質問の際は、次のようにご答弁いただいております。

令和７年度に施設全体の老朽化改修に向けた基本設計を実施し、必要な改修計画や工事計画の具体化を進め、令和８年度に実施設計を、令和９年度に改修工事を予定している。利用者へのアンケート調査においても、空調設備を求める利用者の声も多く、熱中症対策や快適な施設利用の観点からも重要と認識しており、財源の確保も含め、総合的に判断し、検討してまいりたい。このようにご答弁いただいております。

アンケート調査を詳しく見ますと、総合体育館の施設機能に関して不満である理由として、夏は暑過ぎ、冬は寒過ぎ、冷暖房がついていない、夏暑過ぎて行く気にならないなど、空調設備に対する意見が多いのと、総合体育館施設に重要と考えるものとして、冷暖房、更衣室、シャワー設備の充実が６７．９％と最も多くなっています。今年も５月から１０月にかけて暑い日々が続きました。来年はどうなるか分かりませんが、ここ数年の状況から見て、今後とも暑い日々が多くなると思っております。教育委員会所管施設では設備改修工事が続くこととなりますが、令和８年度の小学校、中学校の体育館に続く形で、総合体育館についても、利用者の健康上の安全対策として、令和９年度にも空調設備をぜひとも設置していただきたいのですが、町としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（村井浩二君）　町長。

○町長（田中祐二君）　総合体育館の空調設備の設置についてご答弁を申し上げます。

議員お示しのとおり、学校体育館への空調設備設置につきましては、町立中学校、磯長小学校、山田小学校の３校を対象に令和７年度に実施設計を行い、令和８年度に整備を予定しており、引き続き、避難所機能の確保と熱中症対策に向けて準備を進めているところでございます。

続きまして、総合体育館についてでございます。総合体育館は指定避難所ではございませんが、年間を通じて、子どもから高齢者まで幅広い住民の皆様に利用されており、特に夏季は高温環境での活動が続くことから、熱中症リスクの軽減と快適な利用環境の確保が必要であると考えております。

また、令和６年１１月から令和７年３月に実施した老朽化改修に伴うアンケートでは、夏は暑い、冷暖房が必要との声が多く、改善項目の中でも、冷暖房設備等の整備が６７.９％と最も高い割合を占めたことから、利用者ニーズが高い項目であると認識しているところでございます。

これらを踏まえ、令和７年度では老朽化改修の基本設計において空調設備の導入を前提とした具体的な検討を進めており、令和８年度に予定している実施設計に向けて、空調設備の機器方式の選定に加え、屋根、外壁などの老朽化改修と空調整備をどのように組み合わせて実施するか、また、改修に係る事業費の平準化をどのように図るかなど、工事期間や複数年度にわたる施工の可能性についても検討を進めているところでございます。

一方で、空調設備に係る工事費は多額となることが見込まれるため、事業対象となる国庫補助制度や交付金などの情報収集を行い、より有利な財源の確保についても検討しているところでございます。

こうした検討を総合的に進め、令和９年度での空調設備の導入を目標とし、事業を進めてまいります。総合体育館は、住民のスポーツ、健康づくりの中心的な拠点であり、利用者の皆様のご意見を踏まえ、より安全で快適な施設となるよう取り組んでまいります。

○議長（村井浩二君）　松井議員。

○６番（松井謙昌君）　ありがとうございます。ぜひとも令和９年度での導入を目標として事業を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

続いて、自転車利用者への交通法規の啓発注意喚起についてお伺いいたします。道路交通法の改正を受け、令和８年４月１日から、１６歳以上を対象に、自転車の交通違反

に交通反則通告制度、いわゆる青切符が適用され、反則金が課されるようになります。大阪府交通対策協議会では、今年の１１月１日から３０日まで、自転車マナーアップ強化月間とし、ＰＲチラシを作成されています。こういうものです。これ、当町からお示しいただいたものです。

内容としては、対象は１６歳以上。対象となる違反行為は１００種類以上。反則金は原付と同一とし、携帯電話を手に持って通話したり、画面を注視する行為は１万２千円、信号無視は６千円などと記載されています。

先月の春日地区の町会長らの集まりには、太子町交番から警察官が来られ、このＰＲチラシを持ってお話もされました。

実際、自転車に乗って携帯電話を操作している人や、赤信号なのに横断していく自転車の人を見かけることがあります。道路交通法のことは警察が所管であるのはもちろんですが、これら違反行為は重大な事故にもつながりかねません。住民の皆さんが、事故の加害者になったり、あるいは被害者になったりしないようにするという観点からも、来年４月１日の改正道路交通法の施行を機に、町としても改めて自転車の交通ルールの遵守を啓発されてはいかがでしょうか。町としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（村井浩二君）　政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君）　自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途に利用できる身近で環境に優しい交通手段でございます。

しかし、交通事故件数の総数が減少傾向にある中、自転車関連事故の発生件数は全国で１年間に７万件前後となってございます。

このように自転車を取り巻く交通事故情勢が厳しい状況にある中、自転車交通事故と被害に遭われる方を減らすため、自転車の交通違反の指導取締りが強化されています。令和６年に道路交通法の一部が改正され、従来のいわゆる赤切符に加え、１６歳以上の者による自転車の交通違反に対して交通反則通告制度、いわゆる青切符が令和８年４月から導入され、反則金が課されることになりました。

この改正は、自転車利用者の交通ルール遵守を一層促進し、安全な環境を確保するため重要な過程となります。改正に伴い、青切符が適用される反則行為は、例えば重大な事故につながるおそれが高い違反として、遮断踏切立入りや携帯電話を手に保持し通話画面に注視する行為などがあります。今後啓発活動として、学校などと連携を取り、児童生徒への交通安全教室や交通安全講習会の参加者などに周知することに加え、法改正

の具体的な内容と反則行為について広く住民の皆さんに周知できるよう、広報やＳＮＳなどを活用し積極的な情報発信を行い、一人ひとりが交通安全に関する意識を高めていただくために、大阪府や警察と協力し、啓発活動に進めてまいります。

○議長（村井浩二君）　松井議員。

○６番（松井謙昌君）　よろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村井浩二君）　これにて、松井議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。再開は午後１時とします。

（午前１１時４９分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（村井浩二君）　それでは、再開いたします。

次に、７番目、岡野議員の発言を許します。

岡野議員。

〔３番　岡野秀子君　登壇〕

○３番（岡野秀子君）　議席番号３番、日本共産党岡野秀子です。通告に基づきまして、一刻も待てない介護保険制度の立て直しを求めて一般質問を行います。

２０００年に始まった介護保険制度は今年で２５年になります。厚生労働省の地域ケアシステムの構築についてでは、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が包括的に提供される体制をと、中学校区を単位として、全国的に構築することが目標でした。

２５年の経過を振り返ってみると、相次ぐ給付削減と負担増で利用しづらい、利用できない制度が進んできました。利用料、食費、居住費など重い費用負担や様々な利用制限の仕組みのためにサービスを受けられない、減らさざるを得ないケースが後を絶ちません。

また、家族の介護を理由とする介護離職も高止まりのままです。給付は削られ、報酬は低く据え置かれ、介護現場では厳しい人手不足、また、物価高騰の中、事業所の経営難が続いています。

ところが、政府は、２０２４年４月の介護報酬改定で訪問介護の基本報酬の引下げを強行しました。一方で介護保険料は上昇の一途をたどり、保険あって介護なしの状態で

す。２０２４年１１月末時点での倒産、廃業、解散した訪問介護事業所は５２９社となっています。また、２０２５年の１１月で８５件が倒産しています。過去最多となっています。事業所０の自治体は１０７町村、事業所１の自治体は２７２市町村で、全市区町村の２割に上がっています。訪問介護は在宅の基本サービスです。訪問介護の危機は介護崩壊の始まりです。

ところが、政府は更に事態を悪化させない制度改革を推し進めようとしています。２０２７年からの第１０期介護保険事業計画として、１つ、利用料２割負担の拡大、２つ、ケアマネジメント、ケアプランの有料化、これは昨今の厚生省の会議で、住宅型有料施設の利用者にはケアプランは有料で、訪問介護利用者は無料となっています。また変わるかもわかりませんが。そして、３つ目には、要介護１、２の生活援助サービスを総合事業へ移行、以上の３つの見直しを２０２６年度の通常国会に提出しようとしています。

そこで、お尋ねします。今後高齢化が一層進み、介護を必要とする高齢者が増えていく中、太子町は、今の現状と、今また政府が検討している方向をどう受け止めているのでしょうか。制度改革が進めば住民にどんな影響があると考えるのでしょうか。

また、町内の介護事業所や現場で働く介護職員、利用者さんの声を聞いてくださっていますか。６月議会の答弁では、連絡会議や専門会議で情報交換をしており、より多くの現場の声が届く体制に努めるとの答弁をいただいていますが、どのような声、要望をお聞きされたのでしょうか。そして、また、どのようなことが反映されたのでしょうか。あればお聞かせください。

以上、答弁をお願いします。

○議長（村井浩二君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君）　介護保険制度に関するご質問につきまして、私のほうからご答弁申し上げます。

現在、国が検討している第１０期介護保険事業計画における見直し案につきましては、高齢化の進展に伴い、介護需要が増加する中で、保険料の急激な上昇を抑制し、制度の持続可能性を高めるために、一定の合理性がある一方で、利用者に新たな負担を求めるといった側面もあり、住民生活への影響につきましては関心を持ってまいりたいと考えております。

本町といたしましては、必要なサービスが確実に提供され、住民ニーズに応えれるよう、国や府の動向を注視しながら、保険者としての責務を果たしてまいります。利用者

の声につきましては、コロナ禍で長らく中断していた介護サービス相談員による事業所訪問を昨年の１２月から再開し、定期的に利用者から直接お話を伺う機会を設けております。

また、町内の介護事業所や現場で働く介護職員、利用者の皆様の声につきましては、６月議会で申し上げましたとおり、ケアマネジャー連絡会議や医療、介護関係者が集う専門会議を通じて情報交換を行い、より多くの現場の声が届く体制づくりに努めております。寄せられた声の中で、介護人材の確保に関するものが多くあり、職員の高齢化が進んでいるが、若い世代の応募が少ない。離職率が高い。外国人スタッフの受入れにはコミュニケーションにおいて不安があるなどといった課題が指摘されております。こうした声は、本町に限らず全国的にも共通するものであり、介護保険制度の存立に直結する重要な課題であると認識しております。

先日、太子町社会福祉施設連絡会により、万葉ホールにて開催されました太福しごと市、これは町内の社会福祉法人の声から実現した就職フェアですが、今後もこういった取り組みを活性化させるよう支援を継続し、現場の課題解決につながるよう努めてまいります。

○議長（村井浩二君）　岡野議員。

○３番（岡野秀子君）　ありがとうございました。

昨日、私もまた訪問してきたところがあるんですけれども、以前と違って、デイサービスですけれども、男性の方がすごく増えてて、もう変わってきたなあって、初めちょっとやってんけど、行ってきました。ありがとう。

そしたら、２問目に移らせていただきます。国が推し進めようとしている３つの見直しは介護サービス切捨てになるのではないでしょうか。今、介護保険は３つの危機に直面しています。

１つ目は、サービスの危機です。介護保険料を払っているにもかかわらず、制度の制約によって、利用者が必要なサービスを利用できない状態になっています。

２つ目は、人の危機です。深刻な担い手不足です。ヘルパーさんの高齢化とヘルパー不足で事業所の廃業、閉鎖が相次いでいます。

３つ目は、お金の危機です。保険料の支払いが困難になる人も増えるようになります。物価高や年金の切下げにより、高齢者にとって保険料の支払いが限界に来ています。高い保険料を払っても、介護保険が受けられない。受けようと思えば２割負担になる。こ

れのどこが高齢者介護の社会化と言えるのでしょうか。介護保険は誰のための、何のための持続可能性の確保なのでしょうか。利用料が２割負担に拡大されれば、どれだけの方に影響があるとお考えですか。数字をお答えください。１割から２割になれば負担が倍になるということです。利用控えにつながり、健康が損なわれると思いませんか。再度答弁をお願いします。

私は、住民の皆さんや利用者さんの声を聞いてきました。介護保険料、保険を払っているのに、利用者さんが必要なサービスを受けられないと。ヘルパーさんからは、ヘルパーを募集しても応募が一切ないから休みが取れない。また休んでいる人の穴埋めにも回らなあかんということで、早く何とかしてほしいという声が上がっています。現場もヘルパーも高齢化し大変ですとの声がヘルパーさんから上がっていました。

また、ケアマネさん。介護支援専門員も担当ケースが増え、ケアプランの作成や、ほかにシャドーワークと呼ばれる報酬のない業務の増大の上、低賃金のままです。政府は、介護職員の賃金を増やす処遇改善策からケアマネさんを除外し、２４年度の補正予算でもケアマネさんへの一時金を外しています。事業所からは、物価高騰が続き、光熱費、ガソリン代、食材、人件費などの出費がかさみ、運営が大変、根本的には介護報酬を引き上げてほしいということを言っておられました。本当に事業所も大変です。

太子町では、国費を活用して、物価高騰重点支援金を使ってガソリン代やごみシールを補助してくださいました。太子町としても、事業所が大変という認識があっての物価高騰対策として支援したのではないでしょうか。

介護保険制度の縛りの中で、独自支援は難しいのですけれど、改定３年後を待たず、事業支援に着手している介護従事者の処遇改善や支援策をしている自治体があります。東京都世田谷区では、人を採用するときに８０万円の補助、また、自転車購入のときの補助を実施しています。新潟県村上市では、２３年度との差額分を補填する独自支援に一般財源を投入しています。大分県竹田市では、事業所に２３年度の差額を２４年、２５年分を支払い、介護職員などの処遇改善として、令和７年４月から令和８年３月までで、ケアマネさんに常勤で働く場合、月５千円を支給しました。物品の購入費用やリース料に独自の補助金制度を設け、上限１法人当たり５０万円で、補助率は２分の１ということを自治体独自でやっています。支援ができないわけではありません。

太子町内の事業所や介護職員さん、ヘルパーさん、ケアマネさんたちは切迫した状態に置かれています。太子町としてできる支援、介護施設やケア労働者から求められてい

る支援策を考えられないものでしょうか。再度答弁をお願いします。よろしくお願いします。

○議長（村井浩二君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君）　介護事業所の人材不足が深刻化であり、更に物価高騰が経営を圧迫しているとのご指摘につきましては、保険者といたしましても、介護保険サービス業界の置かれた厳しい状況を十分に認識しております。

こうした状況を踏まえ、本町では、今年度も介護保険・障がい福祉サービス等事業所を対象とした物価高騰対策支援事業をスピード感を持って実施したところでございます。

これは、急激な物価上昇の影響を受ける事業所を経営面で支え、サービス提供の持続可能性を高めていただくことを目的としたものであります。ご承知のとおり、介護保険制度の設計は国が決定するものであり、介護報酬等に係る裁量は本町にはございません。そのため、保険者といたしましては、国や大阪府が主導する人材確保施策や処遇改善加算、物価高騰に対した補助制度などの情報を速やかに事業所へ提供し、確実かつ適切にご活用いただけるよう支援することに努めております。

また、地域包括支援センターを中心に、事業主やケアマネジャーとの連絡を密にし、現場の声を丁寧に聴取して国や府へ確実に届けることも、保険者としての重要な役割であると考えております。

介護サービスの安定した持続性は、住民、特に高齢者やその家族の安心・安全な暮らしを支える基盤であることから、現場の声を大切にし、強い危機感と責任感を持って、介護保険事業の運営に努めてまいります。

○議長（村井浩二君）　岡野議員。

○３番（岡野秀子君）　ありがとうございました。

最後に、介護保険の改善は待ったなしの課題です。しかし、政府が推し進めようとしている第１０期介護保険事業計画は、介護現場や利用者さんに一層の困難を強いる内容です。

全国町村会、全国市長会では、地域の訪問介護所に、直接的な財政支援をと国に要請しています。大阪では、吹田市、摂津市、大阪狭山市議会や熊取町議会として、訪問介護の引下げを撤回し、引上げを求める意見書を国に上げています。太子町でも、介護崩壊を食い止め、介護職員の労働条件の改善、事業所の経営改善に寄与するような支援策を計画に取り入れるよう強く国・府に要望していただくことを求めます。

また、太子町でも、各地の自治体の支援策を調査研究し、独自支援をお願いします。介護保険制度の抜本改善で、全ての人が大切にされる介護ケアの実現を求め、私の１つ目の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、いつでもどこでも誰もが利用できる公共交通の実現を求めて質問します。２０２５年１０月１日より新しく改善された「たいしのってこバス」が走り出しました。

１つ目は、乗り継ぎ券の発行、２つ目は、商業施設前、カインズ前のバス停を新設、３つ目は、太子町役場バス停の統一、４つ目は、総合福祉センター、役場線のルート変更、５つ目は、回送の活用です。２か月余りですが、利用された方や住民の皆さんから私たち日本共産党議員団に様々な声が届いていますが、町のほうでも、利用者さんや住民の声、運転手さんから届いている声があればお答えください。

３つ目の太子町役場バス停の統一、４つ目の総合福祉センター役場線ルートの変更、５つ目の回送の活用に対しては、利便性が良くなったとの声を聞いていますが、１つ目の乗り継ぎ券の発行、２つ目の商業施設前のバス停を新設に対しては改善を求める声が届いています。

そこでまず、１つ目の乗り継ぎ券の発行についてお尋ねします。どれくらい活用されていますか、どのように利用されているんでしょうか。

次に、２つ目の商業施設前のバス停を新設、太子・役場線についてですが、土日の午前を利用すれば、運行時間に問題はない、町内を１周するつもりで利用している、ありがたいという利用者さんの声がある一方、平日も午前午後２便走らせてほしいなどの声が届いています。現在の便数、コースでの利用者は何人になるのでしょうか。

以上、１０月１日以降の太子町地域公共交通について、町に届いている声をお聞かせください。

○議長（村井浩二君）　地域活性化推進担当部長。

○地域活性化推進担当部長（堀内孝茂君）　「たいしのってこバス」については、利便性の向上を目指し、これまでにいただいた利用者や住民の皆さんからのご意見やご要望、太子町地域公共交通会議での議論を踏まえ、本年１０月から乗り継ぎ券の発行、商業施設前のバス停の新設、太子町役場バス停の統一、総合福祉センター役場線の聖和台廻りを追加するルート変更、回送を活用することによる増便に加え、近鉄電車との接続を考慮したダイヤ改正を行いました。

ご質問いただいております乗り継ぎ券の活用についてですが、これまでの利用実績と

しましては、１０月に１名、１１月に延べ６名のご利用がありました。それぞれの利用者の具体的な利用方法など詳細は把握できておりませんが、乗務員からは、主に商業施設や道の駅に行くために利用されたと聞いております。

次に、商業施設前を運行する太子・役場線についてですが、現在、平日に２便、休日に４便を運行しており、梅川西（カインズ前）バス停の利用実績としましては、１０月に乗車利用者が６名、降車利用者が４名、１１月に乗車利用者が２２名、降車利用者が５名の利用がありました。本年１０月からの改善を受けて、便が増えて通勤が楽になったなど、利便性が向上したと評価いただける声がある一方で、更なる改善を求める声など、様々なご意見がありました。

本町としましては、これまでいただいた貴重なご意見などを参考にしながら、今後も引き続き地域公共交通会議で議論していただき、誰もが利用しやすい地域公共交通の実現に向けて取り組んでまいります。

○議長（村井浩二君）　岡野議員。

○３番（岡野秀子君）　カインズ行きなんか割と自分では知らない部分をつかんでくれているというのかな、人の動き、ありがとうございました。

２問目に行きます。

改善されたという声がある一方で、商業施設前のバス停新設に対して届いた声を紹介します。

平日の便数を土日祝のように、せめて午前２本、午後２本にしてほしい。買い物を済ませても、午前午後１本ずつやったら買い物を済ませても帰りのバスがなく、重い荷物を持って梅川橋まで歩き、喜志循環線を待たなければならず、結局利用できないなどとの声があります。

また、ルートに関して、太子南を左折し、太子四つ辻を右折するルートを走ってほしいとの声があります。

太子町地域公共交通計画に基づいて走らせている中で、なかなかすぐにルートや便数を増やすことは難しいと思いますが、まず、決める前に住民の声を聞いてください。そして、住民の声に応える努力をお願いします。

交通計画に左右されずに太子町で改善できることでは、バス停の問題があります。富田林市の商業施設前エコール・ロゼ、イオンのバス停は、歩道が広いこともありますが、歩道にベンチと屋根があります。カインズ前の歩道も広く、車で来店する人が多い場所

にありますから、歩道を歩く人も多くはありません。高齢の方が傘を差し、荷物を手に持って立っている状況を浮かべてみてください。歩行者に配慮した上で、ベンチと屋根のあるバス停をつくることを検討していただけないでしょうか。

次に、乗り継ぎ券に関しての声を紹介します。畑、山田、春日地域、太子中央循環線をご利用の方からは、乗り継ぎ券の有効時間が１時間しかなく、次に乗るバスが２、３時間後にしか来ないから利用しにくいとの声がありますし、太子地区の方からは、金剛ふるさとバスにも乗り継げるようにしてもらわないと利用できないとの声をお聞きしています。

また、運転手さんにも、どのような使われ方がされているのか直接お聞きしたところ、利用しているのは、聖和台の人が役場で乗り継いでカインズへ行く場合や、ハイキングで来て上ノ太子で降りて役場で乗り換えて畑の方面、平石方面へハイキングに行く人ぐらいで、乗り継ぎ券を渡さなければならない人はほとんどいないとのことでした。せっかく制度としてつくったのですから、使いやすい乗り継ぎ券、使える乗り継ぎ券にしなければならないのではないでしょうか。そのために、乗り継ぎ券の有効時間の制限をなくしてはいかがですか。これまで叡福寺や太井川のバス停でも乗り継ぎ券がありました。どこでも乗り換えられる乗り継ぎ券、金剛ふるさとバスでも使えるようにできないものでしょうか。何より運転手さんの手を煩わせる乗り継ぎ券を発行するよりも、乗り継ぎ券を渡すとき、運転手さんがその乗車券ももらわないといけないし、ペンでまた乗られた時間を書かないけないんですって。今、乗り継ぎ券を受け取る人が少ないからいいですけれども、また、１日乗車券を作ってみてはどうでしょうか。例えば、３００円にするとか、７５歳は無料にするとか、割引率の高い定期券を発行するなど、ぜひ検討していただきたいと思うのですですが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（村井浩二君）　地域活性化推進担当部長。

○地域活性化推進担当部長（堀内孝茂君）　商業施設に乗り入れるバスの便数については、休日の利用者が多いものと想定し、休日に比重を置いたダイヤ設定となっておりますが、平日の増便は、現在、２台の車両で運行しており、これ以上の増便は難しいのが現状でございます。

そのため、例えば、行きは「たいしのってこバス」に乗り、帰りは梅川橋から金剛ふるさとバスの喜志循環線をご利用いただく方法などを本町作成の時刻表にご紹介させていただいているところでございます。

また、ベンチや屋根の設置については、今後の利用状況を見据え、必要性について検討していくべきであると考えておりますが、現在のところ設置する予定はございません。

次に、乗り継ぎ券は、直接目的地へ行けず、別路線をやむを得ず乗車する必要がある際の補完的な役割を担っており、発行場所は全路線が通過する太子町役場に限定しております。

なお、有効時間については、乗り継ぎが想定される次の便が全路線ともに概ね１時間以内に到着する設定となっていることから、１時間としております。

また、金剛ふるさとバスへの乗り継ぎについては、４市町村の地域公共交通活性化協議会において、全体バランスを見た中での調整が必要となることに加え、精密な料金箱への紙の投入による故障リスクやＩＣカード利用に伴うシステム開発など、乗り継ぎ券の導入に向けての技術的課題や財政負担が過大であることから、現在のところ実現が難しい状況となっております。

本町におきましても、今後ますます高齢者人口が増加する中、特に高齢者の方々が日常的に安心して外出できる環境整備のため、公共交通の充実は欠かせないものと認識しております。そのため、新たな支援制度や利用促進策などについては、今後も地域公共交通会議で議論していただきながら、引き続き、利便性の向上などに向けて、持続可能な地域公共交通を実現していくよう進めてまいります。

○議長（村井浩二君）　岡野議員。

○３番（岡野秀子君）　ありがとうございました。

でも、乗り継ぎ券、自分で買って調べたんですけれども、一遍、上ノ太子駅から役場へ来て、そこからは山田、畑へ帰ろうと思ったら、ほんまに１時間に１本ないんですよ。また、調べてみてください。自分も間違っているかもわかれへんけれども。ありがとうございました。

そしたら、最後に、総合福祉センター役場線のルート変更で聖和台ルートができました。住民の方は喜びの声とともに、ほかの方から、ここまでバスが走るのだったら上ノ太子駅まで走ってほしいとの声が上がっています。数分あれば十分だと思います。検討をお願いします。

また、利用者さんから乗り継ぎ券が使いにくい、日中のバスの便が少ない。買い物、通院など出かける日中はせめて１時間に１本は走ってほしいという声が上がっています。住民の声、意見をしっかり受け止め、住民に喜ばれるバスを走らせるためにも、住民説

明会、住民懇談会を開くなど、声を聞く場を持っていただきたいと思います。

現在のバスの便数で商業施設へアクセス強化になっているのでしょうか。住民にとって便利で喜ばれるものになっているのでしょうか。再検討してください。

そもそもバスを走らせようというきっかけになったのが、高齢者の外出支援で、たいしくんのデマンドワゴンが始まりでした。通勤通学は金剛バスにお任せしていたものが、突然の金剛バスの廃止で、町が通勤通学に対してのバスの運行を考えなければならなくなりました。そのことで、交通弱者の外出支援の側面が弱くなったように思います。社会保障として、高齢者の移動権の確保を今一度考えなければならないと思います。

バス停までも歩けない人のために、予約型乗り合いワゴンの復活、地域支え合い移動サービスへの支援策強化、介護タクシーへの補助、借り上げタクシーを走らせるなど、交通弱者の足の確保、特に畑地区の方が利用できる対策を検討するよう要望いたします。

太子町地域公共交通計画には、免許返納サポート制度が書かれています。大阪狭山市では、公共交通機関利用費用の補助５千円分支給、７５歳以上の方に。河内長野市では、バスタクシーなどの乗車券６千円分支給、ここも７５歳以上などを実施しています。太子町でもぜひ計画に終わるのではなく、実施するよう求めます。

「たいしのってこバス」に乗ってみよう、乗って出かけたいと住民の方々が思われるような企画を取り入れ、乗車する人を増やすことも大事です。太子町は施設や、のってこバス利用に対する施設利用券を発行しました。利用券を発行したことで、のってこバス利用者が増え、３月で終わりましたが、４月からの乗客数が増えたとお聞きしています。啓発効果があったということです。利用券が使えた間、特に３月の駆け込みで利用が増えたと聞きました。このことは、無料、安い料金設定なら乗る人が増えるということではないでしょうか。バス料金が乗客数に影響しているのかどうか、また、啓発も兼ねて、住民健診や選挙での投票時にバスを無料でできるようにしてはいかがでしょうか。大阪狭山市では、近大が建て替わって堺へ行くようになったんですけれども、そのためバスのコースも変わったんですけれども、利用促進策として、１０月１日から１０月３１日まで全ルート無料化キャンペーンを行いました。また、さやりん１ｄａｙパスでは１日３００円、１日乗り放題モバイルチケットを実施しました。河内長野市では、第１、第３土曜、Ｄｏ！Ｄｏ！土１・３バス乗りホー！ということが第１土曜と第３土曜は終日無料のバスを走らせています。ぜひ検討ください。

最後に、公共交通の充実は、住民の命と暮らしを守り、地域が活性化するまちづくり

の土台となります。いつでもどこでも誰もが利用できる、安心・安全で、安くて便利なバスを町内に走らせることで、多くの人がバスに乗って外出するようになれば、太子町の活性化にもつながり、また、高齢者の方が元気でどんどん外出すれば、介護や医療にかかる人も少なくなります。そういうまちの姿は、若者が未来に希望を持ち、定住化にもつながるでしょう。どの世代も生き生きと暮らせるまちの土台づくりとなる公共交通の実現をお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村井浩二君）　これにて、岡野議員の質問を終わります。

次に、８番目、西田議員の発言を許します。

西田議員。

〔４番　西田いく子君　登壇〕

○４番（西田いく子君）　通告に基づきまして、初めに、電気自動車バスの責任の所在はどこにあるのか、このことについてお尋ねいたします。

新モビリティ導入に向けた取り組み、このことが、広報たいしで連載されており、１２月広報で１４回目が書かれております。住民に対して今後の進め方などのスケジュールが示され、各種イベントなども紙面で紹介されています。この広報を読んでいるだけだと、新しい時代の新しい路線を走る新しいバスを知らせる機運醸成の話が並んでいるんだなあと思います。

ところが、この万博で使われていた自動運転バスは、開催中の報道にもあったとおり、事故が多発しているバスです。一般道を走らせる、それも太子町のような歩道もない道路を走らせて大丈夫なのか、河南町の芸大前の道路は歩道もなく、溝にはまらないのか、車と接触しないのか。今歩くのですら心配な道路なのに、本当に将来的にレベル４のバスを走らせることができるのか。多くの住民の皆さんが心配しておられました。この本当に走って大丈夫なのかという心配が杞憂に収まらず、現実のものとなりました。あまりの事故の多さに、国土交通省は９月５日、大臣の会見の場で、ＥＶモーターズジャパンの会社名を名指しで、このＥＶモーターズジャパンの万博輸送のバスについては、これまでも走行中に車両が停止する、ドアの開閉不良、こうした複数の不具合が確認されていると。９月３日、ＥＶモーターズジャパンに対して、万博輸送に使用しているバス以外も含め、車両全般について総点検を至急実施するとともに、委託製造元の中国メーカーを含め、品質管理体制を見直すこと。そして、総点検等の結果について、速やかに国に報告することを指示いたしました。

また、１０月２４日、大阪メトロは、自動運転技術の社会実装実験に向け、大阪関西万博や市街地での自動運転の実証実験を進めてきました。この度、大阪メトロ保有のＥＶバス車両の販売元に対し、国土交通省が道路運送車両法に基づく立入検査を実施したことを踏まえ、大阪メトロが今年度中に開始を予定していた当該ＥＶバス車両を用いた自動運転実証実験のスケジュールを再検討することとしましたと公表しました。

また、同日、大阪府の都市整備部事業調整室新交通施策推進課新モビリティ整備グループも、大阪府では持続可能な地域公共交通を確保するため、大阪関西万博で自動運転バスを運行した大阪市高速電気軌道株式会社、大阪メトロ、ここと共同で南河内地域において新モビリティ導入に向けた取り組みを進めています。

この度、大阪メトロの公表を受け、１１月から予定していた南河内地域での自動運転バス実証実験乗客なしについては、大阪メトロの今後の検討を踏まえ、実施することになりましたのでお知らせしますとホームページ上で報告しています。

ところが、太子町の広報紙では、現在の進行状況を知ることができません。１１月の半ばにも実証運行を始める、こう住民に知らせておきながら、ストップしたままで、既に今日は１２月１６日で、予定していた１１月半ばから１か月以上も遅れた上に、いつ始まるとも分からない状況です。９月議会に住民の方から提出されました中国製ＥＶバス運行についての住民説明会の実施を求める請願、ここにも書かれていましたように、危険性などが知らされておらず、住民の方から不安の声が上がっています。

また、１０月１０日に開催された太子町議会議員による地域公共交通対策特別委員会でも、安全性についての質問が相次ぎました。太子町の住民さんを巻き込むような事故が起こってからでは遅いですから、不安を抱えたまま実証運行が始まるよりも、国土交通省から今回ストップがかかったということは、一旦立ち止まることができ、ほっとしています。

それにしても、これだけＥＶモーターズジャパンの万博輸送のバスの危険性が国土交通省から出され、テレビ、新聞、ネットなどで報道される中、１０月１０日の特別委員会で、今後どうなるのか、今どうなっているのか、安全性について説明を受けているのか、この質問を議員各位が町当局に尋ねても、分からない、こうおっしゃるんです。この分からないという状況はおかしいとお考えにならないのでしょうか。

この特別委員会では、このバスの責任はと聞きますと、大阪府が主体で、大阪メトロがバスを走らせるものだと言い、太子町として答えることができませんでした。あまり

にも分からないと言いますので、特別委員会の場では、太子町が答えられないのなら、大阪府から担当者に来てもらって疑問に答えてもらうよう、この要請も出しました。

また、私はこの万博で何回どんな事故があったのか。それはＥＶバスの性能のせいなのか、これをお尋ねいたしました。府が主体となってやっているという答えです。府に聞けば分かるともおっしゃいました。そのときに、大阪府に尋ねてもらうことをお願いしていましたけれども、一体何回どんな事故があったのか、お答えください。

太子町は、国土交通省の検査が終われば、このバスの安全面の懸念は払拭されたと考え、実証運行を進めていこうと今思っておられるのでしょうか。１１月半ばからの実証運行予定が、今もストップしています。今年度中、３月までは無人で実証運行して、２０２６年度からの３年間、乗客を乗せて実証運行する予定でしたけれど、このようにストップしております。今後のスケジュールはどうなっていくのでしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君）　地域活性化推進担当部長。

○地域活性化推進担当部長（堀内孝茂君）　現在、大阪府では、持続可能な地域公共交通を確保するため、大阪メトロとともに、南河内地域において万博会場を走った自動運転バスの実証実験の取り組みが進められています。

まず、ご質問の大阪関西万博で発生しました自動運転バスの事故件数につきましては、２件ございまして、大阪メトロのホームページにて事故内容、原因や対策などが公表されております。

１件目は、車両が道路上のコンクリート擁壁に接触した事案であり、回送中のため乗客はいませんでした。２件目は、車両が道路上の縁石に接触した事案であり、７名の乗客がいましたが、いずれもけがなどはございませんでした。

なお、２件とも事故を起こした自動運転バス車両は大型車両であり、南河内地域での実証実験で導入予定の小型車両によるものではございませんでした。

次に、１１月から予定していた南河内地域での乗客なしの実証実験については、１０月に大阪メトロ保有のＥＶバス車両の販売元に対し、国土交通省が道路運送車両法に基づく立入検査を実施したことを踏まえ、開始時期を再検討し、今後、安全性を最優先に実証実験を開始できるよう、大阪メトロと調整を進めていくこととなっております。

現在、大阪府において、大阪メトロとともに一般利用者を乗せた実証実験を来年の春から実施できるよう取り組んでいただいていると伺っています。

本町としましても、自動運転バスの安全性確保が最重要であり、実証実験の開始が遅れることはやむを得ないものと考えております。今後、情報を把握できれば、速やかに議会並びに住民の方々に丁寧に情報発信してまいりたいと考えております。

○議長（村井浩二君）　西田議員。

○４番（西田いく子君）　今ちょっと分からなかったので、後でもう一回言ってくださいね。

今年度３月までは無人で走るというのが遅れに遅れて、でも、バスが安全やと確認されたら、それが、その期間は短く短く短くなっても４月からは人を乗せて走らせると言ってはるんですか。ちょっと分からなかったので、それもう一度お答えください。ということは、無人で、乗客に何の影響もないやろうということを確認してから走らせようというのをすっ飛ばして、人を乗せて走らせるところからやろうとしているの。ちょっとそこ分からなかったので、今一度お願いします。

それと、今２件、事故あったのは２つだけで、大型のバスで、太子町走らせようと思っている小さいバスでありませんと言ってますけれども、大きい小さいじゃなくて、この会社のバスが大変であって、ＥＶモーターズジャパン全部車両調べられているんですよ。その中の小さいバスもここの会社のバスだと思うんですけれども、私フェイクニュースかなと思ったぐらいに、万博のリングにぶつかってくるくるくるくるずっと止まらなかったバス見たんですけれども、あれは、ＥＶバスの事故の１件には数えられてないんでしょうか。ちょっと分かるんだったらそれをお答えください。

１１月１日に河南町で、南河内の未来を守るために、今後の地域公共交通の確保について、このテーマでパネルディスカッションが行われました。実証運行がストップしている。もう１１月１日ですから、実証運行がストップしており、いつ安全性が確認されるとも分からないのに、止まっていることをメトロの方も謝っておられました。それなのに、ＥＶバスを走らせる方向で話を進めておりました。全然、この会社のバスが危ないと言っていることには、あまり気に留めてないんやなというふうに私はこのパネルディスカッションに行って感じたわけです。それでも安全性が確認されたとしますね。事故もなく、実証運行が進むとしますね。実証運行、３年やりますと言っているから、２０２６年、６、７、８やって、２０２９年からどうなるのか。実証運行が終わった後、このバス、そしたらどうなるのか。この住民も、また、住民の皆さんも、私たち議会も気になっているのは、それが終わった後、一体誰が費用を持つのか。

それと、府や大阪メトロから太子町に対して幾らかでも費用負担が求められるのではという費用面を心配しているんです。現在は大阪府が運行したいとのことですけれども、実証運行が終わって、引き続き大阪府が、それでも、その後も運行主体となって、全ての責任を持ってもらえるのか。このことが一切分かりません。私たち議会も住民さんも費用負担が気になっているのに、今の公共交通だってお金かかりますとおっしゃっているじゃないですか。今のバスを充実させようというところに、新たに河南町の大宝に行くバスが走らされる。これの費用負担が気になるのは当たり前じゃないでしょうか。それなのに、府の担当の方から４市町村の公共交通の会議の席の場ですよ。簡単に実証運行後はバトンタッチしますとおっしゃっているんです。このバトンタッチの意味って何ですか。そのこともよく聞いてくださいね。実証運行が終われば、運行主体が太子町に移されて、多額の費用負担が押しつけられるのではないか。この言葉を聞いた方は考えたそうです。金剛バスが事故を起こしても、そのとき、金剛バスが事故を起こしても、太子町に責任がある、そう私は思ったことはないんです。民間ですから。大阪メトロも企業ですから、大阪メトロが走らせるのならば、事故が起こっても、太子町は一切責任を感じなくていいのか。一切責任を取らなくてもいいのか。大阪府と大阪メトロが、人がけがしようとか物がつぶれようが家に突っ込もうが責任を取ってくれるのでしょうか。そう考えていいのか。責任の所在について、今とまた実証運行後、お分かりでしたらお答えください。

実証運行が始まると２０キロメートルで運行することになるそうです。渋滞が起こらないんでしょうか。無理な追越しをして、本当に２０キロメートルで走られたら、原付より遅いですもんね。無理な追越しで事故が起きないでしょうか。センサーが雑草１つにも反応するようです。草刈りを府がまめにしてくれるのでしょうか。そういった誤動作が起こらないように、何よりも、歩道整備等の工事を府が全面的に進めてくれるのか。こういった疑問にもお答えください。今答えられなかったら、府にちゃんと確かめてくださいね。

まず、分かることはお答えください。実証運行、それから本格運行を進めていく予定であるならば、賛成多数で議会で採択されました中国製ＥＶバス運行についての住民説明会の実施を求める請願。これを太子町として真摯に受け止めて、住民説明会を開くべきです。住民に対して太子町が説明できないのであるならば、大阪府であり、大阪メトロであり、担当者に来てもらって説明をしてもらえばいいと思うのですけれども、説明

会を開くつもりはないのでしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君）　地域活性化推進担当部長。

○地域活性化推進担当部長（堀内孝茂君）　先ほどの答弁で分かりにくいというところの点につきまして、改めて答弁させていただきます。

１１月から予定していた南河内地域でのテスト走行について、開始時期について再検討するとなっておりまして、具体的な時期のほうはまだ示されておりません。あくまで安全性確保を最優先にされておりますので、一般利用者、最優先に一般利用者を乗せた実証実験を来年の春から実施できるように、様々取り組んでいくというふうにお伺いしております。

また、ご質問の本町をはじめとした南河内地域で実施される自動運転バスの実証実験は、将来的に地域の交通手段を支える一助となるとともに、公共交通の運転手不足という全国的な課題への有効な対応策となり得るものです。

また、万博のレガシーとして、他の地域に先駆けて、本町を含む南河内地域で実証運行が始まることで、地域のＰＲや活性化、更には南河内地域全体の振興につながるなど、多くのメリットが期待されます。自動運転バスの導入に向けた実証実験は、大阪府を主体として、安全確保を最優先に進められ、費用負担も含め、今後３年程度をかけて実施される見込みです。

また、実証運行後の取り組みについては、運行場所や運行主体に関する具体的な決定は現時点ではありませんが、大阪府と大阪メトロによる検討が進められるものと認識しています。

本町としては、南河内地域における持続可能な公共交通の実現に向けて、自動運転バスが有力な手段であると認識しており、近隣自治体との協議を重ねながら、大阪府とも調整を図っていきたいと考えています。

次に、町道の維持管理につきましては、本町が責任を持って実施するものと考えていますが、実証実験の開始に向けて、大阪府により、センターラインや横断歩道、停止線の区画線整備が進められました。本町としては、これらの実証実験に関連する取り組みについて、引き続き大阪府と連携しながら進めていく方針です。

また、住民の方々への説明に関しましても、大阪府により、これまでパネルディスカッションの開催や、夏まつり、竹内街道灯路祭り、文化祭、ふれあいＴＡＩＳＨＩなど

のイベントにおいて自動運転バスのブースを出展したり、広報たいしに連載記事を掲載したりするなど、様々な形で行われています。今後も大阪府と連携し、効果的な手法を検討しながら、自動運転バスが持つ大きな可能性について、住民の方々の理解が深まるよう取り組んでまいります。

○議長（村井浩二君）　西田議員。

○４番（西田いく子君）　今、再度お答えを願いましたけれども、春から実証運行、乗せてしたいということは、人を乗せずにちゃんと走れるかなという実証運行が少なくとも今１か月減って、これでいくともう正月明けなんです。もう２か月減って、あと２月、３月、２月って２８日で少ない。その間、半分になった中で人を乗せて走り出したら、人乗せて人体実験から始まるのかなとちょっと危惧するわけです。全体的にずらすと言ってくれたら、それは分かるんですけれども、４月、春から実証運行したい。これを動かさないというところに、本当に安全性が確保できるのか、すごく気になります。

３年間は費用負担してくれるだろうと、その後も大阪メトロと府がやってくれるだろうと認識していますじゃなくて、確認してくださいよ。やってくれるんですよねと。お金かかることだから、本当に。それは認識しましたで終わらせるのではなく、ちゃんと太子町として太子町の住民さん、町議会にも説明できるように、費用負担は一切ありません。そうおっしゃっていただけたらと思いますので。大阪府とは敵対関係にあるわけではなく、一緒に進むのであるならば、聞きたいことを聞き、答えてもらうというのが対等な関係だと思いますので、よろしくお願いいたします。

本当にバスは大きくなくて、小さいのは大丈夫ですよと言うけれど、このＥＶモーターズジャパン製、この会社のバスを国土交通省は危ないと言ってはるんですよね。この車両に起因する不具合が直接の要因となっています。ＥＶモーターズジャパンのバスでは、ブレーキホースの損傷やチャンバーの脱落といった国内での品質管理の不備が車両運行の安全性や公共性に直接影響する重大な不具合が報告され、全台数の点検が求められました。異常なし、改善されたとの報告をこの会社は返したそうですけれども、点検結果の報告に虚偽があったとの指摘もあり、信頼性の面で大きな課題が残ったままになっています。このようなバスが本当に多くの人命がかかったスクールバスや公共交通として安全に運転できるのか。やはり安全面での不安は払拭できないんじゃないでしょうか。

電気自動車バスを否定していません。本当に運転手さん不足でもありますし、科学技

術にはやはり頼るべきですから、電気自動車バスが走り出せば、安全であれば、それに越したことはないんですが、電気自動車バスの中でも、このＥＶモーターズジャパン製の車両、万博で使っていた車両が危ないと言っているところはやっぱり気に留めていただきたいと思うんです。

また、ＥＶバス全般、このＥＶバスで利用されているリチウム電池ですけれども、リチウム電池の廃棄に関しては、環境省が２０２５年４月に全国の自治体に対して適正処理の方針と対策を通知しています。火災事故の増加を受け、分別回収や処理業者への引渡し体制の整備が求められているところであり、ＥＶバスに使われるリチウムイオンバッテリーの最終処理は、日本国内でもまだ明確なルールや仕組みが整ってないと言わざるを得ません。ですので、最終処分については、地方公共団体やバス会社の頭を悩ませているところだそうです。

また、バッテリーの寿命が車両の使用年数よりも短いことが問題になっていて、ＥＶバスを長く使うには高額なバッテリー交換、これは９００万から１千万円するそうです。このバッテリー交換が必要になるケースもあるそうで、これが導入コストや維持費面での大きな負担になっているとのことです。大阪府と大阪メトロが運行も最終処分も含めて任せてくれ、こうおっしゃってくれたらいいんですけれども、そうはおっしゃっておられません。このＥＶバスを無料でもらえたとしても、リチウム電池を処分しようと思えば、処分先がないかもしれない。また、処分先がないかもしれないおそれがあるということです。万博で２０２５年から１年間走って、２０２６年から３年間実証運行で走って、そうすれば、もう１年、３年、４年走ったバスになります。もうバッテリーが何年もつか分からない中、もしこのＥＶバス、ただであげますよと言われて、太子町で引き取るようなことになれば、ＥＶバスを持っているだけで、普通のバスを持っているよりも多額のお金が必要になってくるのではないでしょうか。また、故障も多いですから、その度に修理していたら、修理代もばかにならないと思います。

環境省がまとめた事例集では、リチウム蓄電池の混入による廃棄物処理施設での火災リスクなども指摘されており、処理前の選別作業などが、現場で行われているようです。国土交通省もＥＶバス導入に関するガイドラインを出していて、持続可能な運用のためには、バッテリーのライフサイクル管理や再利用、リサイクルの仕組みづくりが重要だとしています。万博で走っていたＥＶバスに限らず、まだまだＥＶバスの性能には問題があります。１２月１０日に実証運行開始後、接触事故を起こした愛知県豊川市の自動

運転バスが休止になっています。走り出した途端の出来事で、再開は未定のことです。スクールバスに使ったところでも、バスの運行が始まったそのすぐ後に事故が起こって修理して、次の日も事故起こって、結局使えなかったりもしているそうです。路線バスや通学バス、公共交通として利用するにはまだまだ不安があるようです。

大阪府と大阪メトロが今後どのような運行形態になるのか、太子町にも負担が押しつけられることがないのか、本当に安全なバスなのか、大阪府に資料も数字も将来見通しも全て太子町として提出を求めて、これは本当に住民さんのためですよ。本当に議会や住民さんにも知らせてください。知りたいのは、私たち議員だけではありません。請願も出ております。何よりもどうなるのか、どうなっているのか知りたいのは、住民の皆さんです。信頼を得るには、情報公開が何より大切です。この情報公開が本当大阪府きっちりやってくれるのかが心配で、１１月１２日に４市町村の地域公共交通活性化協議会が行われたわけで、私はちょっと行かなかったので、参加された方から聞いたんですけれども、この公共交通の会長もされています猪井さんが、この会議の終了直前に、この自動運転バスはこれだけニュースになっていますから、自動運転バスについて説明を求めたのに対して、近畿運輸局の方は地元の人と協議をしながら進めたい、そうおっしゃったそうです。それに対して、大阪府の方は、猪井さんが質問しているんですよ。この協議会で諮るものではないと回答を拒否したそうです。秘密主義にも程がある。大阪府が本当に情報公開してくれるのか、本当に心配なんですけれども、太子町として情報公開を求めてください。知りたいことが知ることができる、しっかり質疑ができる時間を確保した住民説明会を開催することを求めまして、この質問は終わります。

続きまして、２問目、住民に優しい太子町役場を求めて質問いたします。普通、役場の窓口に行かなければならない用事は、住民票を取りに行くとか、印鑑登録を取りに行くとか、戸籍を取りに行くとか、１か所で済むことが多いのですけれども、転入手続きや、悲しいことですけれども、家族が亡くなったときなど、手続きが多岐にわたり、１か所の窓口では済まずに、何か所も、また、１階から２階、３階へとそれぞれの担当窓口を渡り歩かなければならないことがあります。同じフロアでは完結しないので、どこへ行けばいいのか分からなくて困った、また、こんなに時間がかかるのかと驚いたとの声を聞いております。住民さんにとって役場は遊びに行くところではありませんから、日々気軽に行けるところではありません。また、知りたいとか詳しくなろうと思う施設でもありません。ですから、知らないことのほうが多い施設ということになります。分

からないことで時間がかかることもあるでしょうし、若い方は次の用事があったりして、時間がかかって困っているかもしれません。高齢者の方は、歩いて移動することが困難な方もいらっしゃると思います。

なので、そこで提案なんですけれども、相談窓口を設置して、ワンストップで手続きができるようにお願いできないでしょうか。答弁をお願いします。

また、次に、南河内基礎自治機能充実強化協議会、これが開かれておりますけれど、富田林市が不参加の中でも、それはまだ続けているんでしょうか。そこに書かれているのは、大阪府南河内地域に位置する２市２町１村と大阪府は、急激な人口変動の中、様々な行政課題に対応し、将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供できるよう、人材、財源、施設などの限られた資源を地域として有効に活用し、共同で行財政改革や公民連携、更なる広域連携に取り組むとともに、選択肢の１つとして、市町村合併の調査及び研究を行うなど、将来の在り方などについて幅広い検討、議論を行い、もってこの地域の更なる発展、成長に資することを目的として、南河内基礎自治機能充実強化協議会を設置しています。こう書かれています。合併は、今すぐではないようです。将来的な話、選択肢の１つだということです。富田林市が入っていないのは本当に不思議なんですけれども、富田林市長は、この合併にはメリットはない、広域で十分だと。これは、議会でこのような答弁をされておられます。

また、河南町で開かれた、先ほども言いました、このパネルディスカッションでは、大阪狭山市長も河内長野市とやっとこの間下水道で広域化に取り組み始めたところで、まずは広域化でやればいいかなというようなことをおっしゃっておられました。

また、この協議会でも、広域連携に取り組むとありましたから、住民の皆さんがどのような施策で、施設、これを近隣市町村と一緒にできたらいいか、どう考えているのか、住民の皆さんにまず、お聞きするところから始めるべきではないでしょうか。

この太子町には町営プールもなく、文化ホール、大きな文化ホールもありません。一時預かり保育事業所も病児保育も太子町にはありません。河南町のかなんぴあのようなスポーツ施設もありません。斎場、焼き場もありません。この協議会で広域連携に取り組むというのであるならば、太子町にないもの、これを住民の利便性を図る角度から協議会のテーブルに載せていただくことはできないんでしょうか。現在広域で事業施設を利用することは多々あると思いますけれど、どのような事業、施設利用ができているのでしょうか。この南河内基礎自治機能充実強化協議会で、また、別の場所でもいいんで

すけれども、今後の広域で事業、施設利用などが話し合われているのでしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君）　政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君）　相談窓口設置についてでございますが、現在役場の窓口については、限られた職員体制の中で、各担当課の課員が業務分担し、対応に当たっており、新たに相談窓口を専任で設置し、常時配置することについては、人員確保や財政面の理由等により、現時点では実施が難しいと考えております。

本町としましては、住民の皆様が必要な手続きを行うために、窓口に円滑に進んでいただけるよう、案内表示の分かりやすさの工夫だけでなく、職員一人ひとりが来庁者に対して丁寧に声かけを行うなど、ＤＸの活用も含め、住民の皆様にとって利用しやすい役場となるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、広域での事業実施についてでございますが、本町においては、従前より、広域連携の必要性を踏まえ、ごみやし尿処理、消防や水道について、一部事務組合による共同処理、介護認定審査会や公平委員会などの共同設置、休日診療事務や排水設備工事指定業者に関する事務などの事務委託を進めてまいりました。

加えて、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村の南河内６市町村で構成される南河内広域連携研究会においても、図書館及びスポーツ施設の共同利用を実施し、利用促進と利便性の向上に努めてまいりました。

更には、昨年度、文化ホールの共同利用に関する調査研究も新たに実施し、広域連携の更なる可能性について段階的に検討を進めているところでございます。

また、南河内基礎自治機能充実強化協議会では、人口減少等に対応し、将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供しながら、この地域の更なる発展、成長を目指すため、南河内地域の将来の在り方や将来課題への対応策について幅広く検討を重ねているところでございます。

具体的には、本町に限らず、各団体共通の課題であり、地域全体を見据えて取り組むことでより効果が見込まれる取り組みについて、下水道等の公共インフラの維持管理、観光等を軸とした地域活性化等について検討を進めているところでございます。

なお、現在検討している内容につきましては、一定程度取りまとまった段階で適宜、積極的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（村井浩二君）　西田議員。

○４番（西田いく子君）　ありがとうございます。

では、相談窓口のほうです。相談窓口、職員さんも少ないですし、ちょっと専門の窓口は難しい、人の配置は難しいということでした。丁寧に声かけをする。それはもう本当に職員さんやってくれているんですけれども、やはり渡り歩くことでいいのかということを言いたいんです。太子町役場はそんなに広くないといっても、やはり知らないフロア、多くの窓口を回るのは大変です。

私の例ですけれども、娘が引っ越しの手続きをしに役場に行くというから、仕事行く前にちょっとやから預かっといてと言われて、９時に子どもを置いて、９時から行ったらすぐ終わるからというので、置いていったんです、７か月の孫。それ終わってから仕事に行こう、ここに来ようと思っていたら、待てど暮らせど帰ってこず、結局１時間以上、２時間はかかりませんでしたけれども、１時間以上かかって帰ってきました。子どもを、向こうにとっては子どもを預けて行ってよかったなという話ですけど、私は、役場へ行くのに１０時回ってしまったなということなんですけど、そんなに広くもないし、どれだけの手続きあったんかなと思うんですが、本当に時間がかかりました。それでも若いから何とかなるし、そういう子守りもしていたから何とかなると思うんですけれども、高齢の方は本当になかなか分かりづらいんじゃないかなあと思うんです。そういう意味では、おくやみハンドブック、死亡に伴う手続きのご案内、これがネットにもありますし、多分住民人権課から来られたらそういうのを渡してご案内もしてくれるんでしょうけれども、それもなかなか大変やと思うんです。

めくってみたら、手続きで遠く、一番遠いところ、指定難病の医療受給者証、これをお持ちの方、返さなあかんらしくて、これは富田林保健所に行くよう書かれていました。多くは太子町役場内で済みますけれども、めくってみたらいろんなことがあるんですけど、この町内の担当課だけでも７か所書かれていますし、手続きの項目４２ありました。１人の人が何らかのことで４２の手続きを全部しなければならないということはないでしょうけれども、少なくとも数か所は行かなければなりません。歩くのが困難な方、また、家族が亡くなるという悲しみの中で、なかなか内容が飲み込めない方もいらっしゃると思います。ですので、相談窓口を設置してほしい、こうお願いしているわけです。それがどこの自治体にもないのであるならば、ちょっと欲張りかなと思って諦めることもあるんですけれども、兵庫県三田市役所ではおくやみコーナーが設置されており、住民の方がおくやみコーナー窓口に座っていれば、フロアを回らなくてもいいように、そ

こに担当職員の方がやってきて、手続きを進めてくれるそうです。

滋賀県野洲市では生活困窮者相談窓口があり、ここでは国保料や税金が納められない人が、借金がないとか、仕事を探しているんじゃないかとか、払えない状況になっている原因、ここが大切だということで、この原因を住民の方と担当職員とが話合い、生活困窮から抜け出す手助けをしています。

このように自治体によって相談窓口で受け付けていることは様々ですけれども、住民の方に寄り添ったサービスとして、それぞれの自治体で喜ばれています。近くでは、河内長野市では、６０歳の定年退職後の職員さんにこれまで培ってきた能力や住民の皆さんからいただいている信頼を発揮してもらう場として、河内長野の生活衛生課が実施しているふれあい収集を担当してもらっているそうです。このふれあい収集というのは、ごみを集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者を対象に、玄関先でのごみ収集をお手伝いする仕事だそうで、手伝ってくれるのが職員さんという安心が住民の方にあるそうです。ごみ収集をお手伝いすることで家の人と話をすることもありますから、親しくなってお付き合いする中で、どんどんどんどん高齢の方ですから体力も落ちてくるし、この人はちょっともうお困りなことが多いなということに気づけば、いつも行っている職員さんが福祉などの窓口につないでいく、こういう仕事もしているそうで、単なるごみ出しの手伝いだけでない仕事ですから、住民さんも安心していますし、喜んでもらっていますし、その上、職員さんも働きがいがあるということです。太子町でも相談窓口を設置して、その窓口にノウハウを持つ定年延長、６０歳が一応定年だけど、６５歳まで働けるということで、この延長された経験も実績もある職員さんにこの窓口で対応してもらうというのはいかがでしょうか。太子町で、市ほど窓口にお亡くなりになったおくやみでとかいう数はそんなにないかと思うので、もうあらゆる何でも屋さんという形でもいいので、相談窓口で対応するというのはいかがですか。庁内案内のためだけの相談窓口ではなく、今言いましたように、生活の相談事や町政のことや手続きのことや、それこそ道がちょっと陥没しているとか、草を刈ってほしいとか、いろんなことをまずここから来てくださいねということで、三田市や野洲市を例に出しましたけれども、ほかの工夫もされている自治体も参考にしながら、太子町でも職員さんの知恵を借りた相談窓口をつくっていただけたらと思うのです。このような例も言いましたけれども、再度、全くそれは考えにないのか、そういうのもあるのかなというのをちょっと研究していただけるのか、ちょっと答弁をお願いいたします。

あと、協議会のほうです。協議会では、広域で実施して考えたメニューがいろいろ並んでいるようですけれども、決まり次第またお示ししますということで、今どんなことがあるのかというのはあまりはっきり言ってもらえなかったんですが、何が必要かというのを職員さんだけで考えるのではなく、また、大阪府が入ってきてどれだけ分かるのかなと思うんですけど、太子町の住民さん、太子町の職員さんでまず考えることが必要やと思うんです。

その中で、先ほども言いましたけれども、広域で施設を利用するというのであるならば、特に考えてもらいたいのは、斎場についてです。人生最後には、私もですけれども、誰もがお世話になります。日本は火葬しなければならない。これが決まりですから、最後には焼き場に行くことになります。しかし、太子町には焼き場がありません。太子町の住民さんは、大阪市の喜連瓜破霊園に送ってもらうこともあるそうですけれども、大多数の方は富田林斎場のお世話になっているようです。同じ人生の最期を迎えるわけですけれども、この最期のときに、富田林市民とその他の太子町では金額に大差があります。富田林市の大人の方のご遺体を火葬する費用は、１万円だそうです。ところが、太子町民だと１０万円です。１０倍の差があります。太子町には斎場がありません。つくってほしいとまで申しませんけれども、広域で様々な事業を進めると協議会で話し合われるとおっしゃっておられますので、太子町にはない、他の自治体に頼らなければならない。けれど、自治体としてやるべき仕事の１つだと思うこの斎場、太子町独自で一時預かり保育はできないけれど、他市を利用して補助を出してたかのように、せめて他市の斎場をお借りする際に補助することなどは考えられないでしょうか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（村井浩二君）　政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君）　相談窓口に定年延長職員の活用についてでございますが、本町では、各課に配属された定年延長職員についても、他の職員同様に、担当業務の中心的役割を担ってございます。

そのため、これらの定年延長職員を特定の窓口に集約して常時配置することは、現体制においては、業務運営に大きな影響が生じる可能性があり、本町の規模を踏まえますと、現時点には厳しいと考えてございます。

定年延長職員の長年培った知識や行政経験は貴重な財産であると認識しており、特に課内での相談対応や来庁者への初期対応等、担当業務において力を発揮してもらえるよ

う、引き続き運用の工夫を進めてまいります。

次に、他市町村の斎場利用に対する補助についてでございますが、多くの方々が隣接する富田林市の斎場を利用されていることは承知してございます。ご質問にありました斎場の広域利用に対する町独自の補助についてでございますが、対象者や対象施設の線引きについて、公平性の観点など総合的に勘案して判断する必要があると考えております。加えて、補助制度を恒常的に運用した場合、高齢者の増加に伴い、将来的な財政負担の拡大が避けられず、補助制度として持続し得るかという根本的な課題が生じてきます。

こうした状況から、現時点では補助制度を創設することは困難であると考えております。誰もが避けて通れない重要な住民サービスと認識しており、今後も他市町村の動向を注視しながら、どのような形が望ましいのか、適切な対応の在り方を調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（村井浩二君）　西田議員。

○４番（西田いく子君）　ありがとうございます。

特定の窓口に、相談窓口、そこに人を置くのは難しいということだったんですけれども、それぞれの課において、どこかに行くんじゃなくて、この相談窓口において、それぞれの担当課でも職員さんも呼んだらいいじゃないですか。住民さんに呼ばれていくだけじゃなくて。そういう、何でも屋さんという言い方はおかしいですけれども、フットワーク軽い部署として相談窓口を設置していただけたらなと思うんです。住民さんにも喜んでもらえることですし、昔取った杵柄で、やったことのある担当部署に行くのが果たして本当にいいのか悪いのか。そういったこともありますので、新しいところでいろんなことができる。職員さんの働きがいにも通じると思います。その人たちがこの相談窓口で何をすればいいのかということを考えていくのも１つだと思います。

人口減の問題もありました。人口減を嘆いておりますけれども、人口減少を抑えようと思えば、太子町に住んでほしい、住みたくなり、移住してもらう、この働きかけも本当に大切だと思っています。それと一緒に、高齢になっても太子町に住み続けたい、このまちづくりが必要だと思っています。まちづくりの土台に公共交通を据えました。まちづくりの土台には、町内を便利な公共交通が走り、福祉や教育が充実し、子育てがしやすい太子町、役場に行ったら職員さんが丁寧に対応してくれる住民に優しい太子町、太子町役場であればと思います。住民の皆さんの声を聞きながら、町長、職員さん、私

たち議員一緒に優しい太子町をつくりましょう、こう呼びかけまして、私の質問を終わります。

○議長（村井浩二君）　これにて、西田議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

次に、日程第２、議案第４８号、令和７年度太子町一般会計補正予算（第７号)、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君）　議案第４８号、令和７年度太子町一般会計補正予算（第７号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ１億４千７０２万５千円を増額し、総額を７５億４千８６１万１千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、物価高騰対策のほか、人事院勧告による議員期末手当に要する経費の予算措置を行ってございます。

一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源措置として、国庫支出金で予算措置を行うとともに、財源調整として財政調整基金繰入金の増額を行っております。

なお、物価高対応子育て応援手当給付事業及び物価高騰対応重点支援事業に係る経費について、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものとして、地方自治法第２１３条第１項の規定により、繰越明許費として措置しております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君）　ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第４８号、令和７年度太子町一般会計補正予算（第７号）は、予算常任委員会に付託いたします。

本日の日程は、これで全て終了いたしました。

なお、最終本会議は１８日に再開させていただきます。再開通知は省略とさせていた

だきますが、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

これにて散会といたします。

本日はご苦労さまでございました。

（午後　２時２９分　散会）

【第３日】

令和７年　第４回太子町議会定例会会議録

令和７年１２月１８日（木）　午前　９時３０分開会

◎出席議員（１０名）

１番	中　村　直　幸　君	６番	松　井　謙　昌　君
２番	斧　田　秀　明　君	７番	森　田　忠　彦　君
３番	岡　野　秀　子　君	８番	早　瀬　和　信　君
４番	西　田　いく子　君	９番	濵　地　知　英　君
５番	辻　本　博　之　君	１０番	村　井　浩　二　君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第１２１条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町　　長	田　中　祐　二　君	会計管理者 兼会計課長	辻　中　一　嘉　君
副　町　長	村　岡　　篤　君	税 務 課 長	上　野　賀　子　君
教　育　長	中　道　雅　夫　君	地域整備課長	小　濱　健　一　君
政策総務部長	小　角　孝　彦　君	観光産業課長	木　下　明　紀　君
まちづくり推進部長	鳥　取　勝　憲　君	環境農林課長	川久保　みのり　君
健康福祉部長	木　村　厚　江　君	子育て支援課長	胡　麻　千　代　君
地域活性化推進 担 当 部 長	堀　内　孝　茂　君	福祉介護課長	辻　本　知　也　君
教 育 次 長	東　條　信　也　君	いきいき健康課長	田　村　尚　子　君
秘書政策課長	小　南　考　弘　君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武　部　勝　浩　君
企画担当課長	田　中　信　幸　君	学務指導担当課長	竹　井　輝　隆　君
総務財政課長	岡　本　啓　子　君	生涯学習課長	松　岡　健　一　君

◎議会事務局

事 務 局 長	正　野　　正	書　　記	山　本　夕　芽

◎議事日程第３号

日程第１　議員提出議案第5号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件（議員提出議案）

日程第２　議案第41号　二子塚古墳史跡公園設置及び管理に関する条例制定の件（福祉文教常任委員長報告）

日程第３　議案第42号　一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）

日程第４　議案第43号　令和７年度太子町一般会計補正予算（第６号）（予算常任委員長報告）

日程第５　議案第48号　令和７年度太子町一般会計補正予算（第７号）（予算常任委員長報告）

日程第６　議案第44号　令和７年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（福祉文教常任委員長報告）

日程第７　議案第45号　令和７年度太子町介護保険特別会計補正予算（第２号）（福祉文教常任委員長報告）

日程第８　議員提出議案第6号　学校給食の無償化を求める意見書（案）（議員提出議案）

日程第９　閉会中の継続審査の申し出について

（開会　午前　９時３０分）

○議長（村井浩二君）　皆様、おはようございます。

本日、第４回定例会の最終日を迎えたわけでございますが、各常任委員会におかれましては精力的にご審議いただき、厚くお礼を申し上げます。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よってこれより会議を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、配布しておりますとおりでございます。

○議長（村井浩二君）　日程第１、議員提出議案第５号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について提案理由及び内容の説明を求めます。

斧田議員。

○２番（斧田秀明君）　議員提出議案第５号をご覧ください。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件。本議案は、議員間で協議し、議員提案することとなりましたので、地方自治法第１１２条の規定により提出するものでございます。

提出者は、副議長である私、斧田で、賛成者は議長を除く全議員でございます。

これより提案理由を読み上げ、内容説明は割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本改正は、本年８月７日に人事院が国会と内閣に対し、国家公務員の給与改定等について行った勧告の趣旨を踏まえ、議会の議員の期末手当について０．０５月分引き上げるため、条例の一部を改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（村井浩二君）　ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

会議規則第３９条第２項の委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議員提出議案第５号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第５号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件は原案どおり可決されました。

○議長（村井浩二君）　次に、日程第２、議案第４１号から日程第７、議案第４８号までの以上６件を一括議題といたします。

各議案は、去る１１月２８日の本会議において、各常任委員会に審査を付託しておりましたので、その結果を順次報告を願うことといたします。

まず、総務まちづくり常任委員長、報告を求めます。

辻本議員。

〔総務まちづくり常任委員長　辻本博之君　登壇〕

○総務まちづくり常任委員長（辻本博之君）　おはようございます。総務まちづくり常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告します。

議案第４２号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件については、審議において、令和９年度以降の地域手当の支給割合、地域手当を１００分の１１から１００分の１２とする場合の影響額、今回の条例改正に人事院勧告と異なる内容が含まれているのかという質疑があり、地域手当については令和９年度から１００分の１２となるよう附則で述べているが、町は人事院勧告にのっとり対応する方針であるので、令和８年度の勧告内容によっては変更となる可能性がある。また、地域手当を１００分の１１から１００分の１２とする場合の影響額は約６００万円である。更に、今回条例改正は人事院勧告に基づくものであり、勧告外の改正は含まれていないとのことでした。その他、管理職に対する職務段階別加算の内容、公務員のなり手不足や離職増加の原因が給与水準

に関係するか、また、超過勤務の実態などについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（村井浩二君）　ただいま総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

斧田議員。

〔福祉文教常任委員長　斧田秀明君　登壇〕

○福祉文教常任委員長（斧田秀明君）　福祉文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告します。

議案第４１号、二子塚古墳史跡公園設置及び管理に関する条例制定の件については、審議において、公園の完成予定時期、施行日が令和８年４月１日である理由、管理棟の夜間管理方法、トイレ利用可能時間と防犯対策、また、物品販売の取扱いについて質疑があり、公園は令和１１年度末に竣工予定であるが、うち管理棟については令和８年度当初から利用可能となるので、施行日は令和８年４月１日としている。管理棟の展示施設は９時から１７時までであるが、トイレについては２４時間利用可能とする予定で、防犯対策として防犯カメラを設置予定。また、物品販売を可能とすることは現時点では想定していないが、今後検討していくとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第４４号、令和７年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）については、審議において、療養費及び高額療養費の増額要因、医療費増加による保険料への影響、また、令和８年度の国民健康保険料額の見通しについて質疑があり、療養費及び高額医療費の増加は、入院、外来ともに悪性新生物の増加が要因の１つと考えられる。医療費増加による国民健康保険料への影響については、大阪府内統一基準となっていることから、府内市町村全体の医療費が上がれば、値上がりも考えられる。また、令和８年度の国民健康保険料額の見通しについては、現在の仮の算定結果で、府内で０．２５％引き上がる見込み、その他、マイナ保険証についての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

議案第４５号、令和７年度太子町介護保険特別会計補正予算（第２号）については、審議において、給与所得控除の最低保障額が１０万円引き上げられることによる介護保険料に与える影響について質疑があり、今回の税制改正の影響としては、控除が増え、所得が減ることによって、介護保険料の減収が見込まれるとのことでした。

審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（村井浩二君）　ただいま福祉文教常任委員長から報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

中村議員。

〔予算常任委員長　中村直幸君　登壇〕

○予算常任副委員長（中村直幸君）　予算常任委員会に付託されました議案について、審議の結果を報告します。

議案第４３号、令和７年度太子町一般会計補正予算（第６号）については、審議において、松ノ木保育園で導入されるＩＣＴシステムの内容及び導入に係る補助金の補助割合、園舎建て替えに対する補助金の増額理由、また、児童手当の制度改正により増えた対象者数、更に、病気休業職員へのケアについての質疑があり、松ノ木保育園で導入するのは、登園・退園の管理システムで、補助金の補助割合は、国２分の１、町４分の１、事業所４分の１となっている。園舎建て替えに係る補助金が増額されたのは、資材、人件費の高騰に伴い、国の基準額が見直しされたことによるもの。また、児童手当制度の改正により対象者は当初予算見込みより約７２名増加した。更に、休業職員への対応として、本人、秘書政策課、病院と調整しながら、リハビリ出勤とし、短時間から段階的に復帰を進め、復帰後も面談を行うなど、必要に応じてフォローすることを心がけているとのことでした。そのほか、基金積立金の補正理由、債務負担行為が多数となった理由、カスタマーハラスメント対策などについての質疑がありました。

議案第４８号、令和７年度太子町一般会計補正予算（第７号）については、審議にお

いて、物価高対応子育て支援手当の普及対象者、普及の時期及び方法、学校園給食費物価高騰対策補助金の補助内容、お米券の配布金額と配布時期、委託料の内訳について質疑があり、物価高対応子育て応援手当は、０歳から１８歳の子ども１人当たり２万円を給付するもので、令和８年２月下旬、３月上旬をめどに振り込む予定としている。また、学校園給食費物価高騰対策補助金は、町立幼小中学校の令和８年度３月分の給食費について、１人当たり８０円を補助するもの。更に、お米券は１人当たり６千６００円のお米券を全住民に配布するので、令和７年度に配布完了を予定しており、委託料の内訳は、約４３８万９千円が配送料で、約９４万６千円が封入封緘作業で、一括して業者へ委託する予定。そのほか、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の交付見込額、将来的な給食費値上げの可能性などについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（村井浩二君）　ただいま予算常任委員長から報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

発言を許します。斧田議員。

○２番（斧田秀明君）　ただいま委員長から報告があった内容で、今後のことについて、少し分かっていることがあれば教えていただきたいと思っております。

国のほうでも、日一日とどんどん情勢が変わっていったりするような状況の中で、今後、今回の補正予算以外の部分というんですかね、でも金額的な変更等、ある程度出てきたときに、先ほど委員長から報告ありましたような、住民の皆さんにできるだけ早く届けるというふうな形でのそういうふうな取り組みというふうなものをしていただけるのかどうか確認のための質問とさせてもらいます。

○議長（村井浩二君）　政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君）　国の２０２５年度の補正予算が１６日に成立いたしまして、物価高騰対応重点支援事業の重点支援地方交付金の交付限度額が、昨日ですけれども、各自治体に通知がございました。

太子町の限度額におきましては、１億５千４９４万７千円で、今回補正予算で提出させていただきました想定よりも約２千８００万円ほど増えております。そのため、新たな事業を検討する必要があると現在考えてございます。

ただ、早期執行の趣旨というところを考慮いたしまして、追加の事業を早急に検討し、少しでも早く多くの交付金を住民の皆様にお届けできるように、年内の予算化を目指してやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村井浩二君）　ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、議案第４１号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第４１号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。

暫時休憩します。

（午前　９時５１分　休憩）

（午前　９時５５分　再開）

○議長（村井浩二君）　それでは、会議を再開いたします。

議案第４１号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第４１号、二子塚古墳史跡公園設置及び管理に関する条例制定の件は原案どおり可決されました。

次に、議案第４２号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第４２号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第４２号、一般職の職員の

給与に関する条例中改正の件は原案どおり可決されました。

次に、議案第４３号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第４３号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第４３号、令和７年度太子町一般会計補正予算（第６号）は原案どおり可決されました。

次に、議案第４４号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第４４号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第４４号、令和７年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は原案どおり可決されました。

次に、議案第４５号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第４５号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。議案第４５号、令和７年度太子町介護保険特別会計補正予算（第２号）は原案どおり可決されました。

次に、議案第４８号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第４８号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第４８号、令和７年度太子町一般会計補正予算（第７号）は原案どおり可決されました。

○議長（村井浩二君）　次に、日程第８、議員提出議案第６号、学校給食の無償化を求める意見書（案)、これを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

西田議員。

○４番（西田いく子君）　おはようございます。議員提出議案第６号、学校給食の無償化を求める意見書（案）について説明いたします。

提出者は私、西田いく子です。賛成者は、中村直幸議員、岡野秀子議員、辻本博之議員、松井謙昌議員、濵地知英議員です。以上６名で提出するものでございます。

提案理由をもって説明とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

提案理由、２０２５年２月、自民党、公明党、日本維新の会の３党合意では、学校無償化の実現に向けて具体的な制度設計に向けた本格的な協議が始められていた。対象を公立小学校に絞り、全国の給食費の平均額を支給する案などの論点も含めた検討が行われ、今後、国と地方の負担割合も焦点となると当時報道されている。本来、義務教育は無償というのであれば、給食も食育であり、無償であるべきだと考える。このような中、全国市長会は令和７年１１月１３日に、学校給食の無償化に関する緊急意見を国に提出した。この緊急意見には、国の公立小学校の学校給食費食材費に相当する額の合計額は約３千億円、文部科学省推計、令和５年現在とも言われており、現在の物価高騰の影響を踏まえると、無償化に必要な財源はそれ以上の額になるものと見込まれるが、十分な額が確保できるか疑問がある。仮に、都市自治体が一定部分を負担するような仕組みになるとすれば、無償化を実施している自治体は負担軽減となる一方で、所要額の捻出すらできない事態が生じることが想定され、大きな混乱が生じることは必至である。学校給食の無償化は、義務教育に係る負担軽減の観点で行われるべきものであり、地方負担が生じるような財政支援ではなく、国の責任において必要な額を全額国費で確実に確保する仕組みとされるよう、強く求めると書かれている。太子町でも、給食費を無償化するに当たって、年間約４千５００万円の支出がされており、子どもたちのためとはいえ、

財政規模が小さい自治体としては大きな負担になっており、市長会の緊急意見に大いに賛同する。よって、国の責任において必要な額を全額国費で確実に確保する仕組みとされるよう、強く求めるこの意見書を提出いたします。

なお、本件は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣宛に提出するものです。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げ、本議案の説明とさせていただきます。

○議長（村井浩二君）　ただいま提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

議員提出議案第６号は、会議規則第３９条第２項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

採択いたします。議員提出議案第６号の意見書を原案どおり可決することに賛成の方のご起立を求めます。

〔起立９名・反対０名〕

○議長（村井浩二君）　起立９名、反対なし。賛成多数でございます。よって、議員提出議案第６号、学校給食の無償化を求める意見書案は、原案どおり可決することに決しました。

○議長（村井浩二君）　日程第９、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題といたします。

配布しておりますとおり、議会運営委員長、広報特別委員長、観光拠点整備特別委員長、地域公共交通対策特別委員長から、会議規則第７５条の規定に基づき、閉会中の継

続審査の申し出がございました。

諮りいたします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で、本日の日程は全て終了し、令和７年第４回定例会に付議された事件は全て議了しました。

閉会に先立ち、町長から発言を求められておりますので、発言を許します。

町長。

○町長（田中祐二君）　令和７年第４回定例会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

去る１１月２８日に開会以来、議員の皆様におかれましては、本会議並びに委員会におきまして、慎重なご審議を賜り、おかげをもちまして、提出いたしました全ての案件につきまして、原案どおりご議決賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会中に議員の皆様からいただきましたご意見等を十分に踏まえながら、引き続き町政運営を進めてまいりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、この１年を振り返りますと、住民の皆様の生活を取り巻く環境は依然として変化が大きく、本町としましても、持続可能なまちづくりに向けて、教育、福祉、観光、交通など、多くの取り組みを進めてまいりましたが、これらもひとえに皆様のお力添えがあってのことを感じております。

また、太子聖燈会、竹内街道灯路祭り、ふれあいＴＡＩＳＨＩなどの例年のイベントに加えまして、今年は２０２５大阪・関西万博が開催された年でありました。多くの皆様が会場を訪れ、国内外の先進的な技術や多様な文化に触れる貴重な機会となりました。本町としましても、観光や歴史文化資源などの発信において、万博関連事業との連携を図り、地域活力の向上に一定の効果があったものと考えております。

そして、来年は町制施行７０周年という大きな節目を迎えます。豊かな自然、歴史と文化に彩られたこの町が今日まで発展してこれたのは、先人のたゆまぬ努力と町民の皆様の温かいご支援のたまものであると考えております。この７０周年を町の魅力を再認識し、未来への歩みへと力強く進める機会とすべく取り組んでまいりたいと考えており

ますので、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、本年もいよいよ残すところあと僅かとなってまいりました。何かとご多用とは存じますが、寒さが一段と厳しくなる時期でもございますので、議員の皆様にはどうか体調には十分ご留意いただき、穏やかな年の瀬をお過ごしください。

また、新年が太子町全ての皆様にとってより良き年となりますようご祈念申し上げますとともに、来る年も私をはじめ職員一同よろしくご指導ご鞭撻賜りますようお願いを申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（村井浩二君）　去る１１月２８日に開会して以来、本日まで２１日間、提出された議案につきまして、慎重にご審議いただき、厚くお礼を申し上げます。

理事者各位におかれましては、本会議、あるいは委員会における各議員からのご指摘並びにご意見を尊重していただき、事務執行に反映されますよう要望いたします。

また、議員各位におかれましては、寒さ厳しい折、体調管理には十分気をつけていただき、年末年始における議員活動に寒さに負けず、引き続き邁進していただきますようお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして、令和７年第４回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでございました。これにて散会といたします。

（午前１０時１０分　閉会）

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長　　村　井　浩　二

太子町議会議員　　岡　野　秀　子

太子町議会議員　　西　田　いく子